

# 文 教 委 員 会

令和8年2月19日

## 庶務報告

### 1 議案関係

- (1) 令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第5号）について（教育総務課長）

### 2 一 般

- (1) 学校施設総合管理等業務における委託の拡大について（教育総務課長）
- (2) 学校プールの解体について（学校施設課長）  
（放課後支援課長）
- (3) 葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方（案）について（学校施設整備）  
（担当課長）
- (4) 葛飾警察署による旧木根川小学校での救出救助訓練に伴うアスベスト含有建材破損への対応について（学校施設整備）  
（担当課長）
- (5) 東四つ木小学校における臨時休業（学校閉鎖）について（学務課長）
- (6) 学用品の学校備品化について（学務課長）
- (7) 防災ヘルメットの全校配備について（学務課長）
- (8) 今後の水泳指導の実施方法に関する方針及び実施計画の更新の方向性等について（学校教育推進）  
（担当課長）
- (9) にほんごステップアップ教室（金町教室）の新設について（総合教育センター）  
（教育支援課長）
- (10) 葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針（案）等について（地域教育課長）
- (11) 葛飾区学校運営協議会の設置について（地域教育課長）
- (12) 令和8年度における放課後子ども支援事業の取組について（放課後支援課長）
- (13) 柴又川甚まちなみ館の展示制作について（生涯学習課長）
- (14) 小菅西公園運動場スケートボード場の開設について（生涯スポーツ課長）
- (15) 専決処分（契約変更）の報告について（生涯スポーツ課長）

## 学校施設総合管理等業務における委託の拡大について

教育総務課

## 1 概要

現在10校で実施している学校施設総合管理業務委託（注）及び学校用務業務委託について、より効率的かつ安定した業務執行体制を確立するため、令和8年度から学校用務業務委託を8校から12校へ拡大し、学校施設総合管理業務委託の2校と合わせ14校を委託する。

（注）学校用務業務及び学校施設開放業務の一部（学校施設等使用申請受付、学校施設開放管理等）を総合的に行う業務

## 2 令和8年度委託校

学校施設総合管理業務委託	学校用務業務委託
上平井小学校、花の木小学校	北野小学校、白鳥小学校、原田小学校、上平井中学校、綾南小学校、松上小学校、金町中学校、新小岩中学校、 <u>上千葉小学校</u> 、 <u>金町小学校</u> 、 <u>水元小学校</u> 、 <u>亀有中学校</u>

※ 下線部は令和8年度新規委託校

## 3 令和8年度当初予算案計上額

委託料 268,038千円（令和8年度14校分）

## 学校プールの解体について

学校施設課

放課後支援課

## 1 概要

令和6年7月25日の文教委員会で庶務報告したとおり、学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導へ移行し、学校プールが単独で設置してある学校において、学校プールを解体することにより学校環境の向上が見込まれる場合は、以下の考え方にに基づき、学校プールの解体に着手していくこととしている。

この度、令和8年度から学校プールの解体に着手する学校を決定したので報告するもの

## 2 学校プール解体の考え方

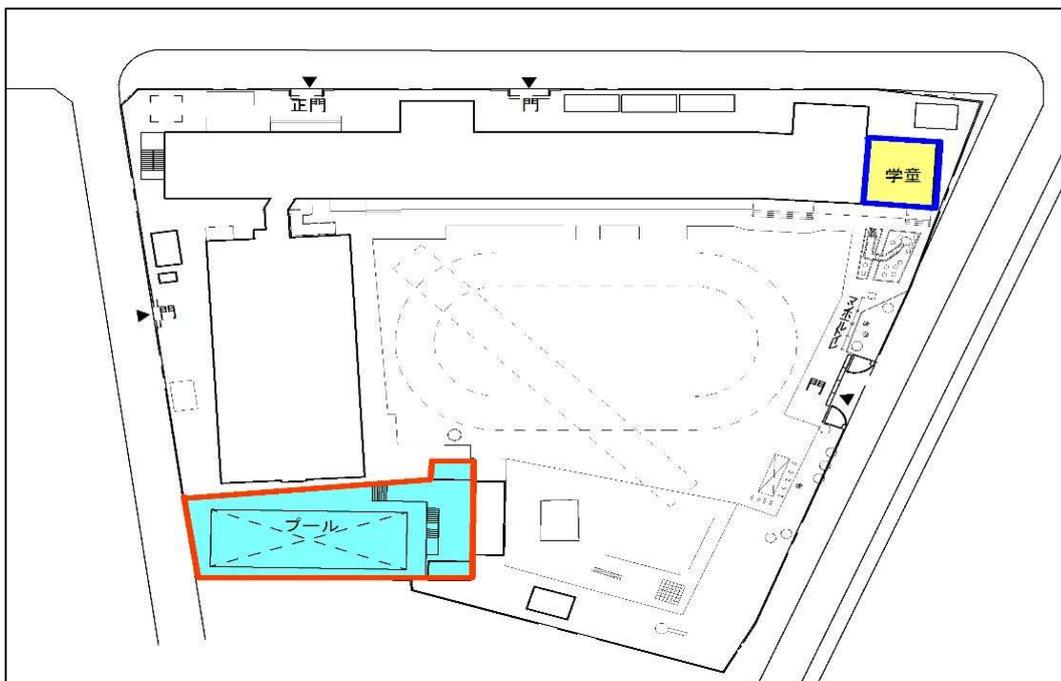
- (1) 増築校舎や校内学童保育クラブの整備を必要としている場合
- (2) プールの解体により効果的な活用が見込める場合
- (3) 児童1人当たりの運動場の面積が狭い場合

以上の(1)から(3)までのいずれかに該当する学校について、個別に事情を考慮した上で、消防水利等について事前に消防署等との協議が整った場合、防災井戸を設置した後、学校プールの解体を行う。

## 3 令和8年度解体着手予定校

- (1) 奥戸小学校

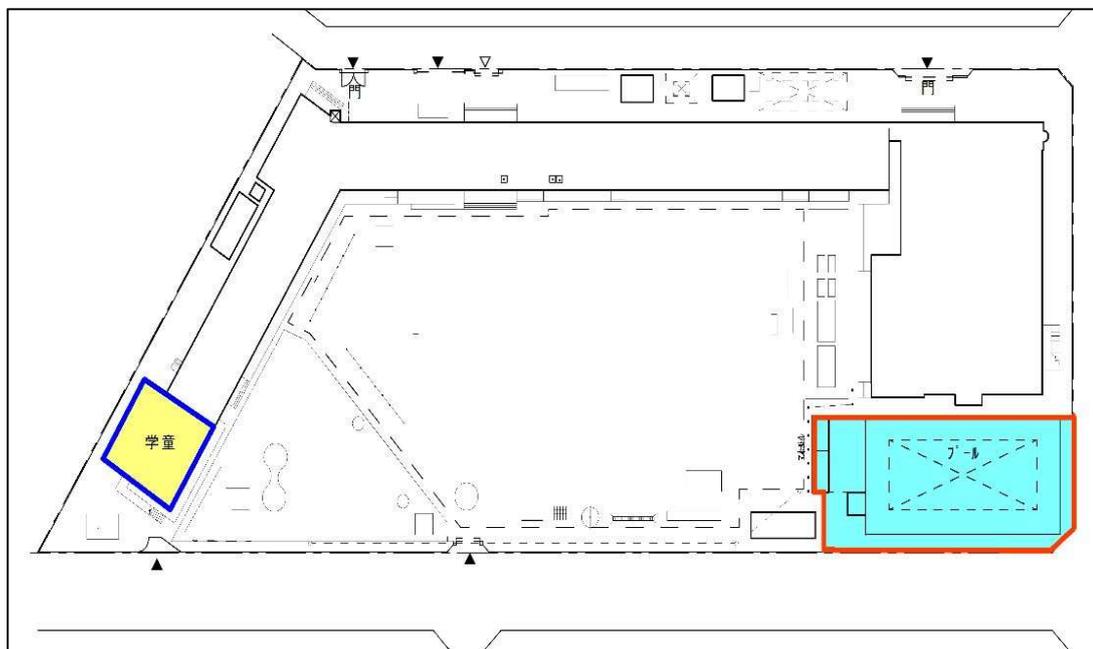
特別教室を改修し校内に学童保育クラブを整備しているが、待機児童が恒常的に発生しており、校内学童保育クラブの整備が必要なため



(2) 白鳥小学校

特別教室を改修し校内に学童保育クラブを整備しているが、待機児童が恒常的に発生しており、校内学童保育クラブの整備が必要のため

また、学童保育クラブ整備後は、同校で実施している放課後居場所事業（かつしかプラス）を廃止し、入会児童を校内学童で受け入れるとともに、校外のふたば・第二ふたば学童保育クラブの入会児童についても校内学童で受け入れる。



4 今後のスケジュール (予定)

令和8年度 学校プール解体設計委託、地盤調査委託

令和9年度 学校プール解体工事、学童保育クラブ整備着手

令和10年度以降 学童保育クラブ運営開始

## 葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方（案）について

学校施設整備担当課

小松南小学校の改築については、令和7年7月に学校評議員やPTAなどの学校関係者及び通学区域の自治町会長等で構成する小松南小学校改築懇談会（以下「改築懇談会」という。）を設置し、新校舎整備に向けた検討を行ってきたところである。

この度、「葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方（案）」により、基本的な方針を取りまとめたため報告するもの

## 1 「葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方（案）」の概要

## (1) 小松南小学校改築の方向性

小松南小学校の新校舎は、通学区域の中心に位置する現小松南小学校敷地に建設し、工事期間中は、近接する旧松南小学校敷地を活用し、学校運営を行う。

なお、旧松南小学校敷地の活用方法については、改築事業終了後の跡地活用ニーズを踏まえ庁内で検討を進める。



## (2) 施設整備の基本方針

改築懇談会での意見を踏まえ、次のとおり施設整備の基本方針を定める。

- ア 配置計画等の工夫により、児童がのびのびと活動できる学校づくり
- イ 地域との連携を継承し、愛され続ける学校づくり
- ウ 地域の中心として防災機能を充実させるとともに誰もが使いやすい校舎整備

## (3) 改築概要

### ア 予定諸室

普通教室 : 25室

少人数教室 : 3室

特別支援教室 : 1室

特別教室 : 理科室兼生活科室、音楽室、図工室、家庭科室、  
学習センター（学校図書館）、教育相談室 等

屋内運動施設 : 体育館

管理諸室等 : 校長室、職員室、事務室、主事室、保健室、  
会議室、給食室、児童用更衣室、地域連携室 等

### イ 併設施設

わくわくチャレンジ広場室、学童保育クラブ、備蓄倉庫

## 2 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月27日 近隣住民説明会の開催

令和8年3月中旬 「葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方」  
の策定

令和8年4月以降 旧松南小学校敷地の活用方法の決定及び「葛飾区立小松南  
小学校改築のための基本的な考え方」に合わせた施設整備  
の着手

## 3 「葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方（案）」

別添のとおり

葛飾区立小松南小学校

改築のための基本的な考え方（案）

葛飾区教育委員会

# 目次

## I 敷地条件

1	敷地概要 .....	1
2	法的条件 .....	2
3	周辺環境 .....	4
4	通学区域 .....	6
5	既存施設の概要 .....	7
6	既存樹木の状況 .....	11
7	既存モニュメント等の状況 .....	13
8	騒音状況 .....	17

## II 改築のための基本的な考え方

1	小松南小学校改築における課題 .....	18
2	小松南小学校改築の方向性 .....	21
3	小松南小学校の教育目標 .....	22
4	施設整備の基本方針 .....	23
5	施設の機能向上に向けた取組み .....	24
6	改築概要 .....	25
7	配置比較表 .....	26
8	ゾーニング案 .....	30

## III 検討体制

1	葛飾区立小松南小学校改築懇談会運営要綱 .....	32
2	懇談会の経過 .....	35

## I 敷地条件

---

## 1 敷地概要

名 称 : 葛飾区立小松南小学校  
所在地 : 葛飾区新小岩二丁目 25 番 1 号  
敷地面積 : 約 6,373 m<sup>2</sup>  
最寄駅からのアクセス : JR 総武線新小岩駅から徒歩約 7 分

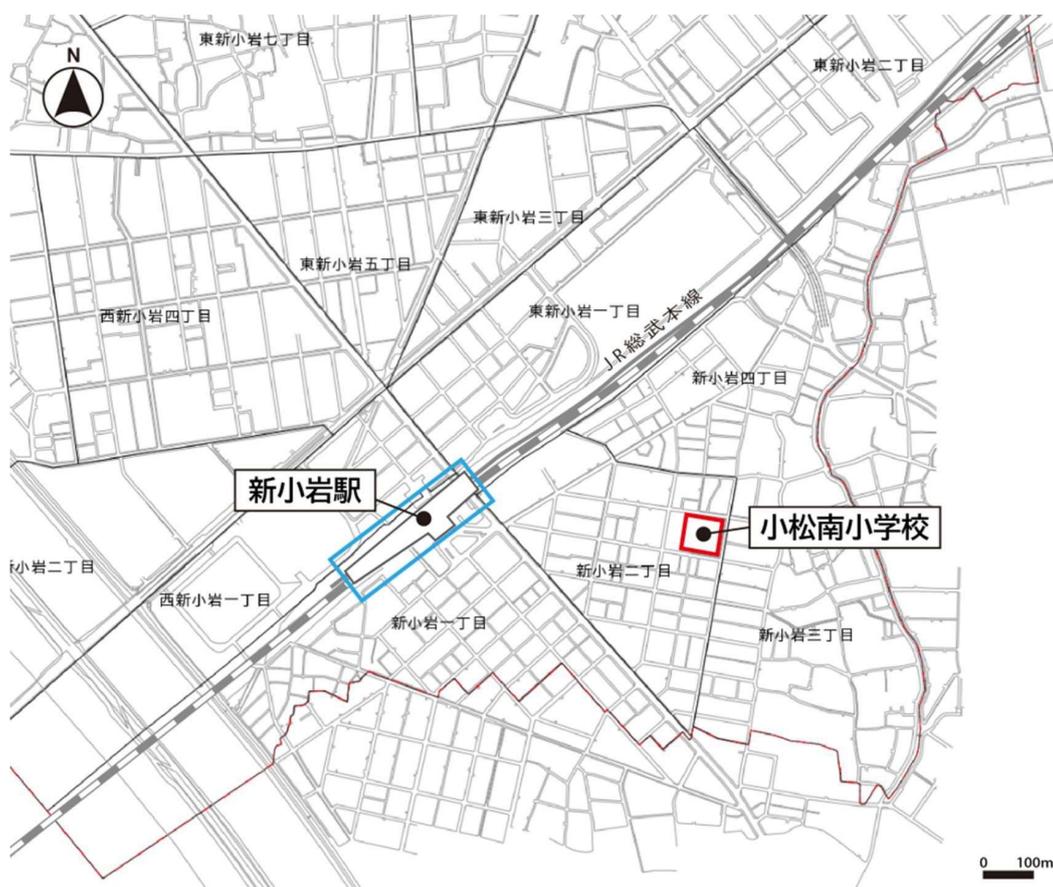


図 1 位置図 (出典 : かつしか電子マップ)

## 2 法的条件

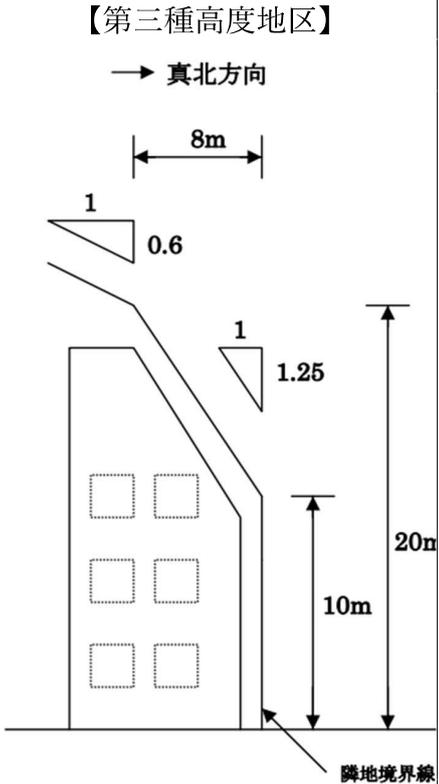
### (1) 地域・地区要件等

表 1 地域・地区要件一覧

小松南小学校	
用途地域	第一種住居地域
指定容積率	300%
建ぺい率	60%
 <p>出典：かつしか電子まっぷ「都市計画 [用途地域等]」</p>	
防火指定	準防火地域
高度地区	第三種高度地区
日影規制	5.0h-3.0h/4m
都市計画	なし
<p>東京都建築安全条例に係る規制</p> <p>第四条：延べ面積が3,000㎡を超え、かつ、建築物の高さが15mを超える場合は幅員6m以上の道路に10m以上接道しなければならない。</p>	
	上記を満たす

**【第三種高度地区】**

→ 真北方向



出典：葛飾区ホームページ「高度地区について (図解)」

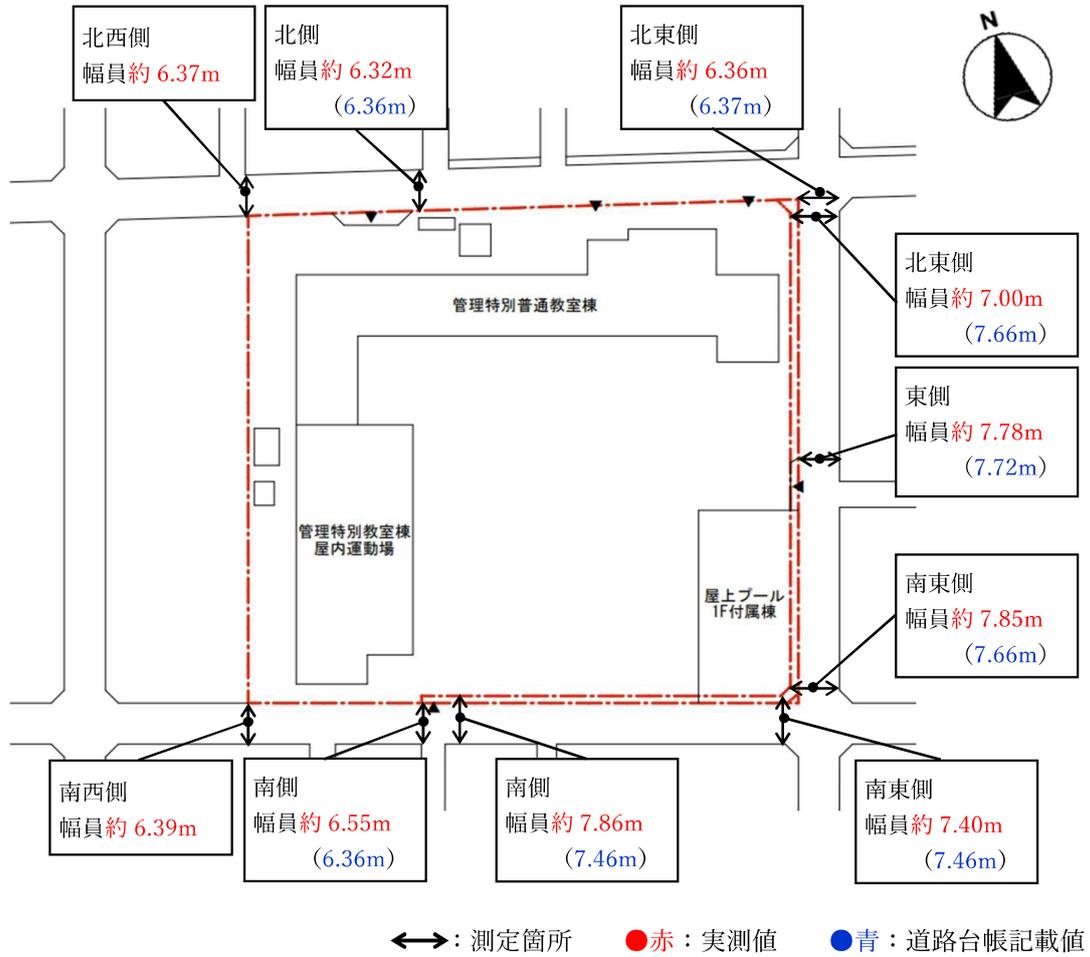
(2) 本事業の計画及び実施に係る主な法令・条件等

- ・学校教育法
- ・建築基準法及び同法施行令
- ・都市計画法
- ・消防法
- ・エネルギー使用の合理化に関する法律及び同法施行令
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び同法施行令
- ・東京都建築安全条例
- ・東京都福祉のまちづくり条例
- ・東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
- ・東京都景観条例
- ・東京都環境確保条例（東京都建築物環境計画書制度）
- ・葛飾区建築基準法施行細則
- ・葛飾区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ・葛飾区区民参加による街づくり推進条例
- ・葛飾区緑の保護と育成に関する条例

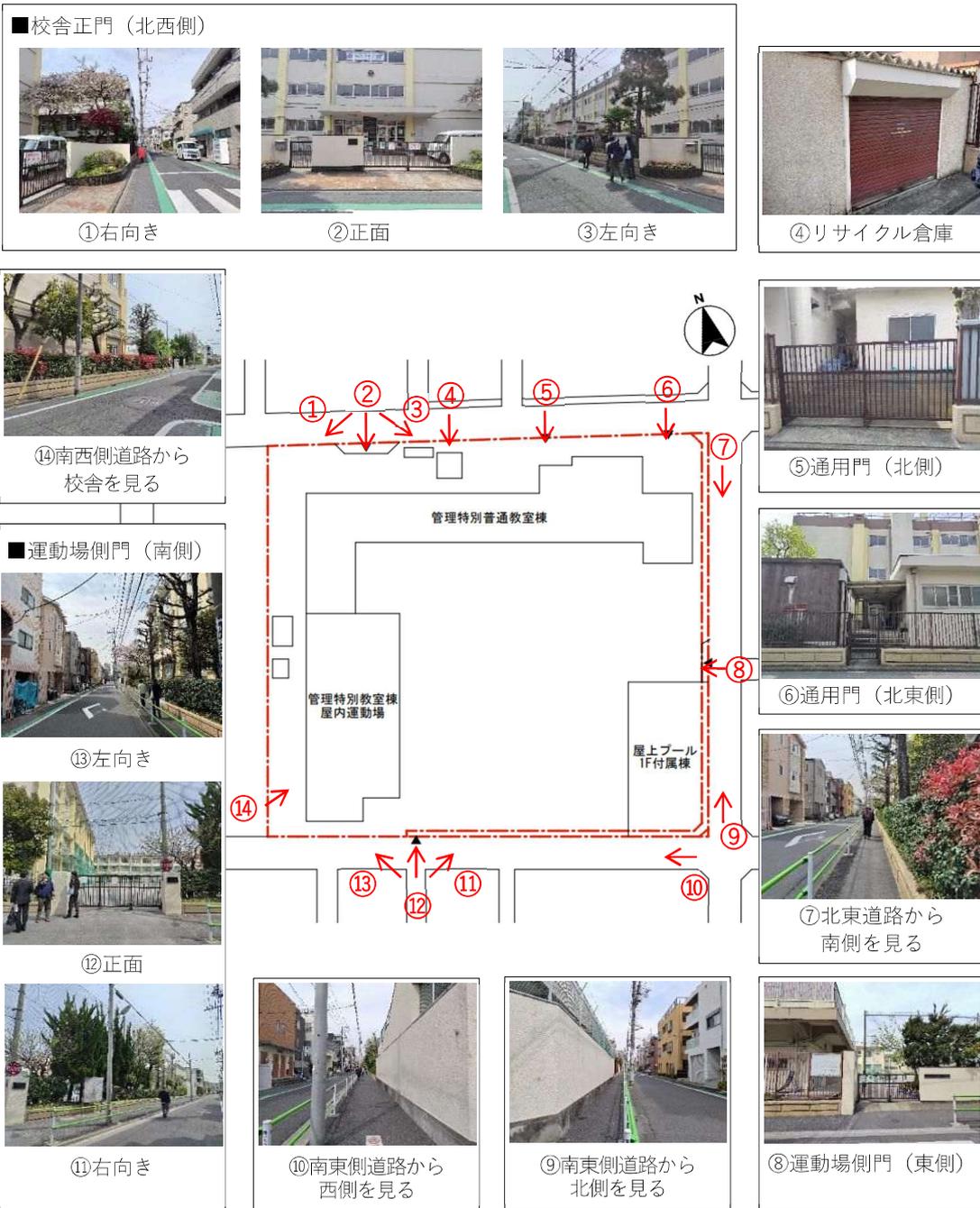
※その他、本事業に関連する法令等

### 3 周辺環境

#### (1) 周辺道路



(2) 周辺環境



→: 撮影方向

## 4 通学区域

通学区域：新小岩一丁目全域、新小岩二丁目全域、新小岩三丁目全域、新小岩四丁目全域



图 2 小松南小学校通学区域图

## 5 既存施設の概要

## (1) 施設規模

表 2 小松南小学校 施設規模

区分	面積	竣工年	備考
敷地面積	約 6,373 m <sup>2</sup>		
建物延床面積	5,105 m <sup>2</sup>		
校舎	4,457 m <sup>2</sup>	昭和 39～53 年	
体育館	648 m <sup>2</sup>	昭和 45 年	
屋外プール	—	(昭和 53 年)	竣工年はプール付属室の竣工年
校庭	2,684 m <sup>2</sup>		

## (2) 施設内容

表 3 小松南小学校 施設内容

区分	諸室名
普通教室	16 室
特別支援学級	なし
特別支援教室	スマイルルーム
特別教室	理科室、音楽室、図工室、家庭科室、学習センター、教育相談室 等
屋内運動施設等	体育館、屋外プール
管理諸室	校長室、職員室、事務室、保健室、放送室、主事室、給食室 等
併設施設	わくわくチャレンジ広場室、学童保育室、備蓄倉庫

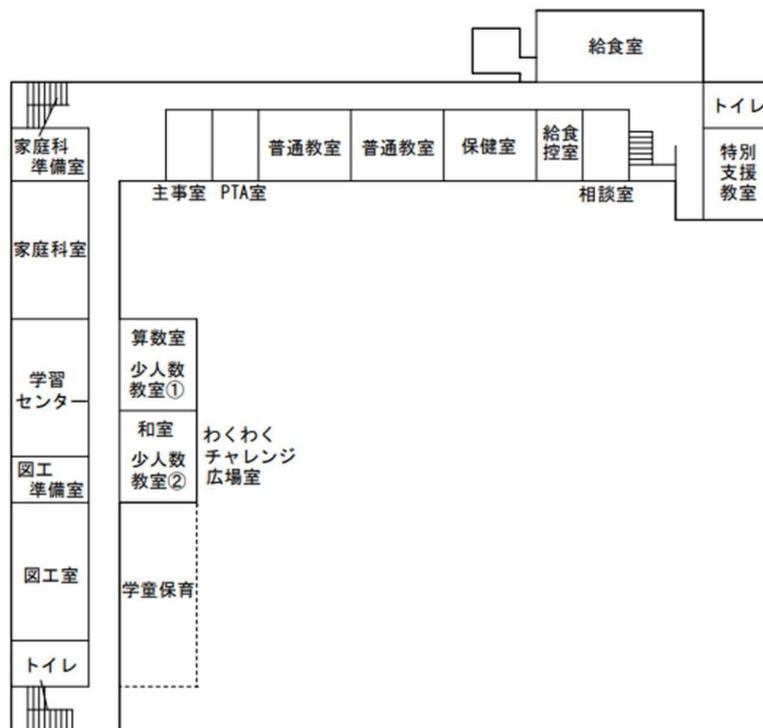
## (3) 既存校舎現況図

## ① 配置図

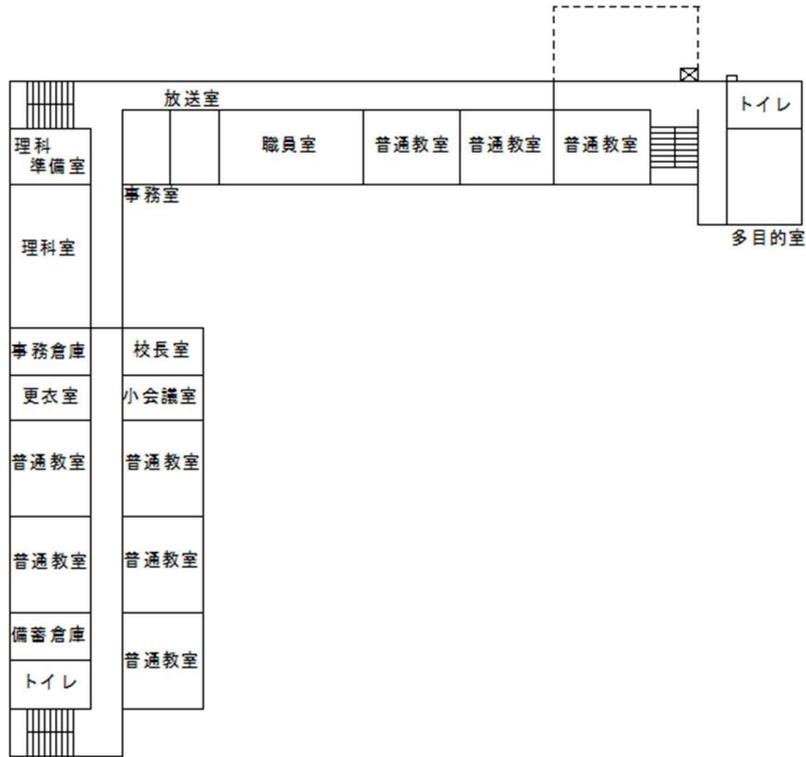


## ② 各階平面図

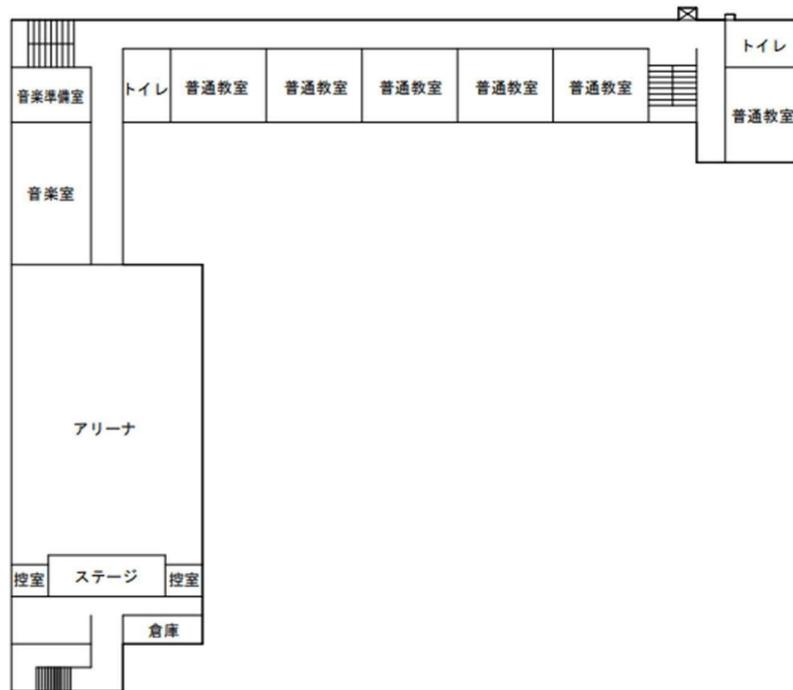
## ア 1階平面図



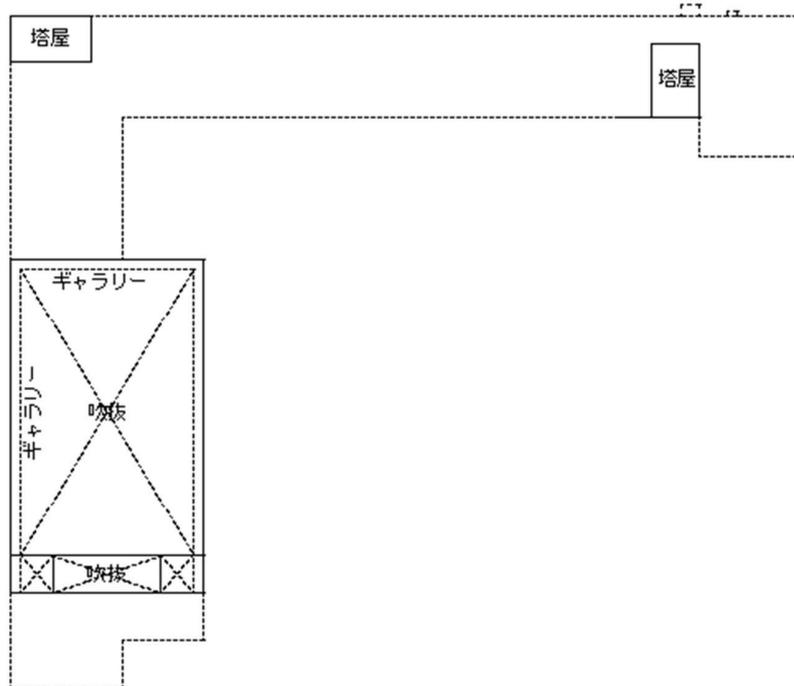
イ 2階平面図



ウ 3階平面図

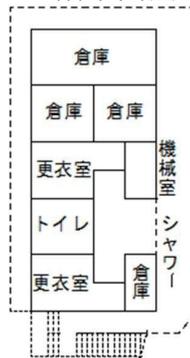


エ 屋上平面図

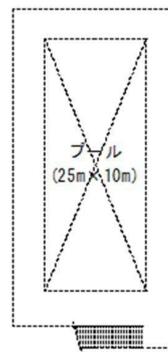


オ プール・付属棟

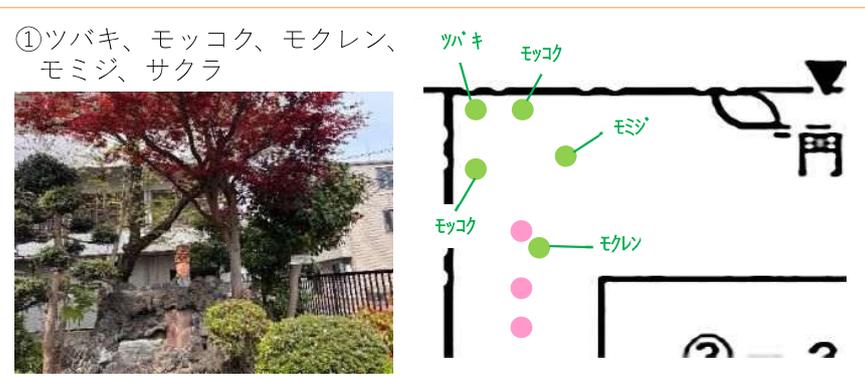
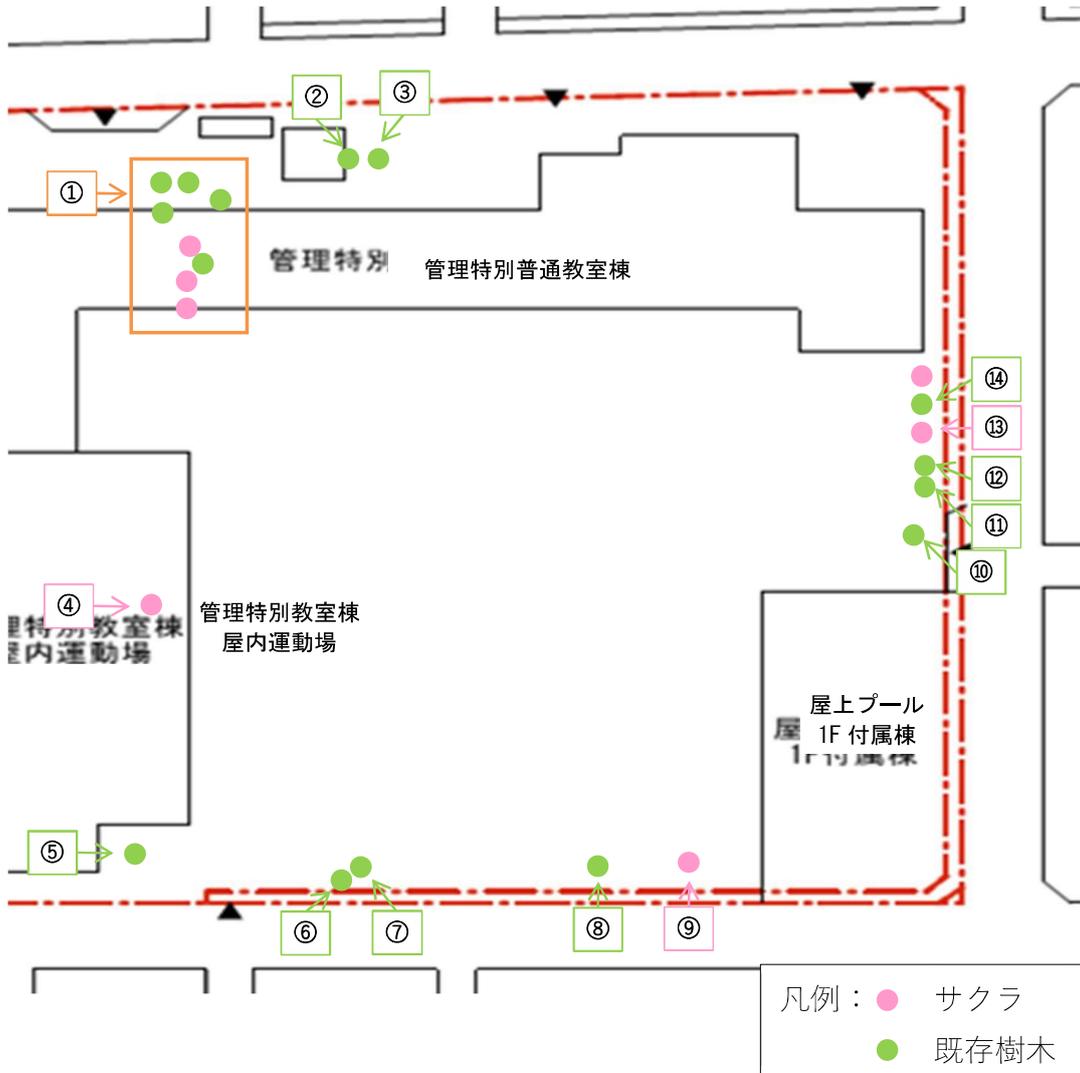
1階平面図



屋上平面図



6 既存樹木の状況



②マツ



③サザンカ



④サクラ



⑤サツキ



⑥モッコク



⑦ドウダンツツジ



⑧キンモクセイ



⑨サクラ



⑩カイツカイブキ



⑪フジ



⑫サザンカ



⑬サクラ

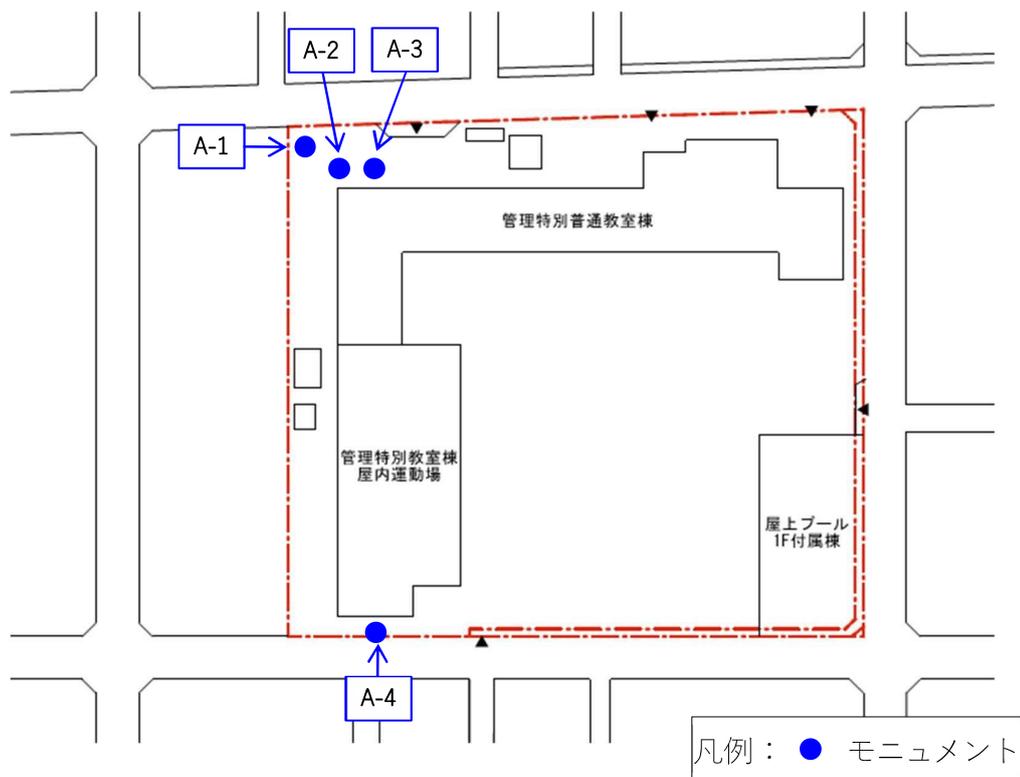


⑭ミカン



## 7 既存モニュメント等の状況

### (1) 校舎外



A-1  
トータムポール



A-2 【石碑】  
「堪忍」



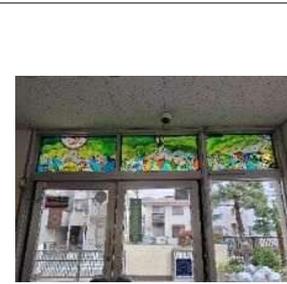
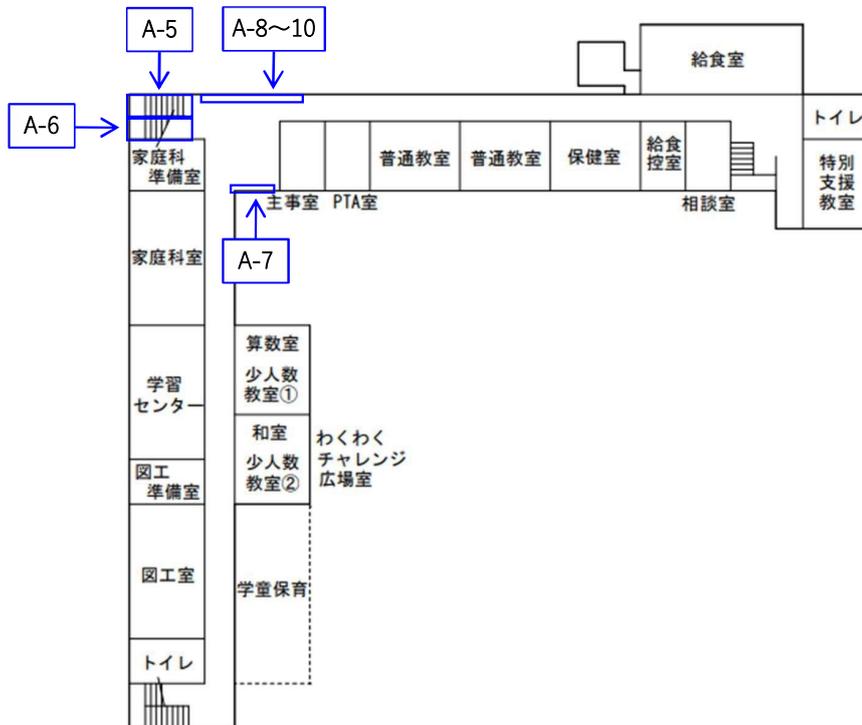
A-3 【石碑】  
「小松小学校」の変遷



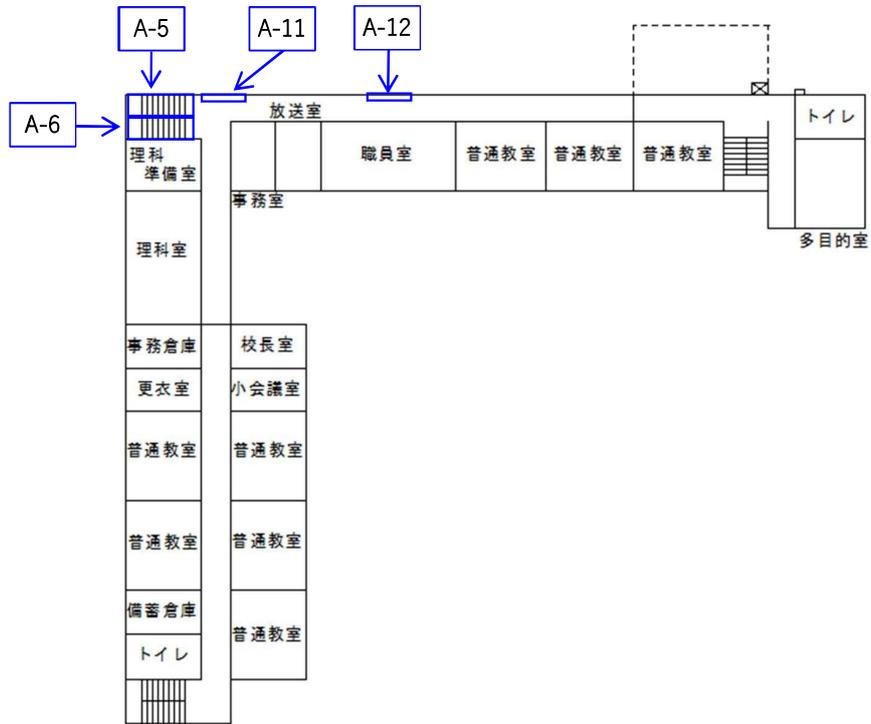
A-4  
卒業記念制作 第47回卒業生



(2) 校舎内 (1階)



(3) 校舎内 (2階)



A-5  
平成 22 年度卒業生作品  
10 周年記念



A-6  
平成 23 年度卒業生作品



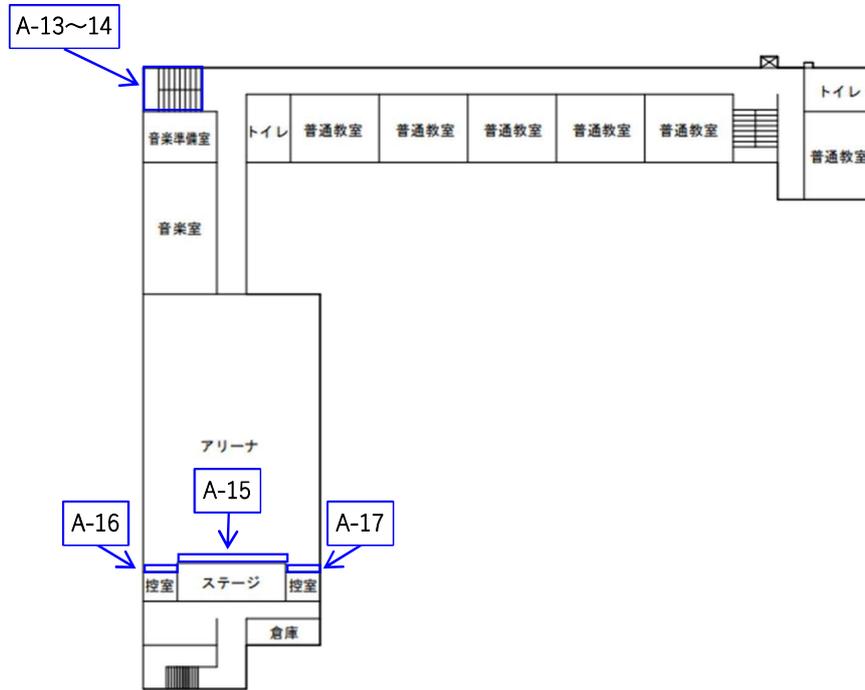
A-11  
第 58 回卒業生 寄贈鏡



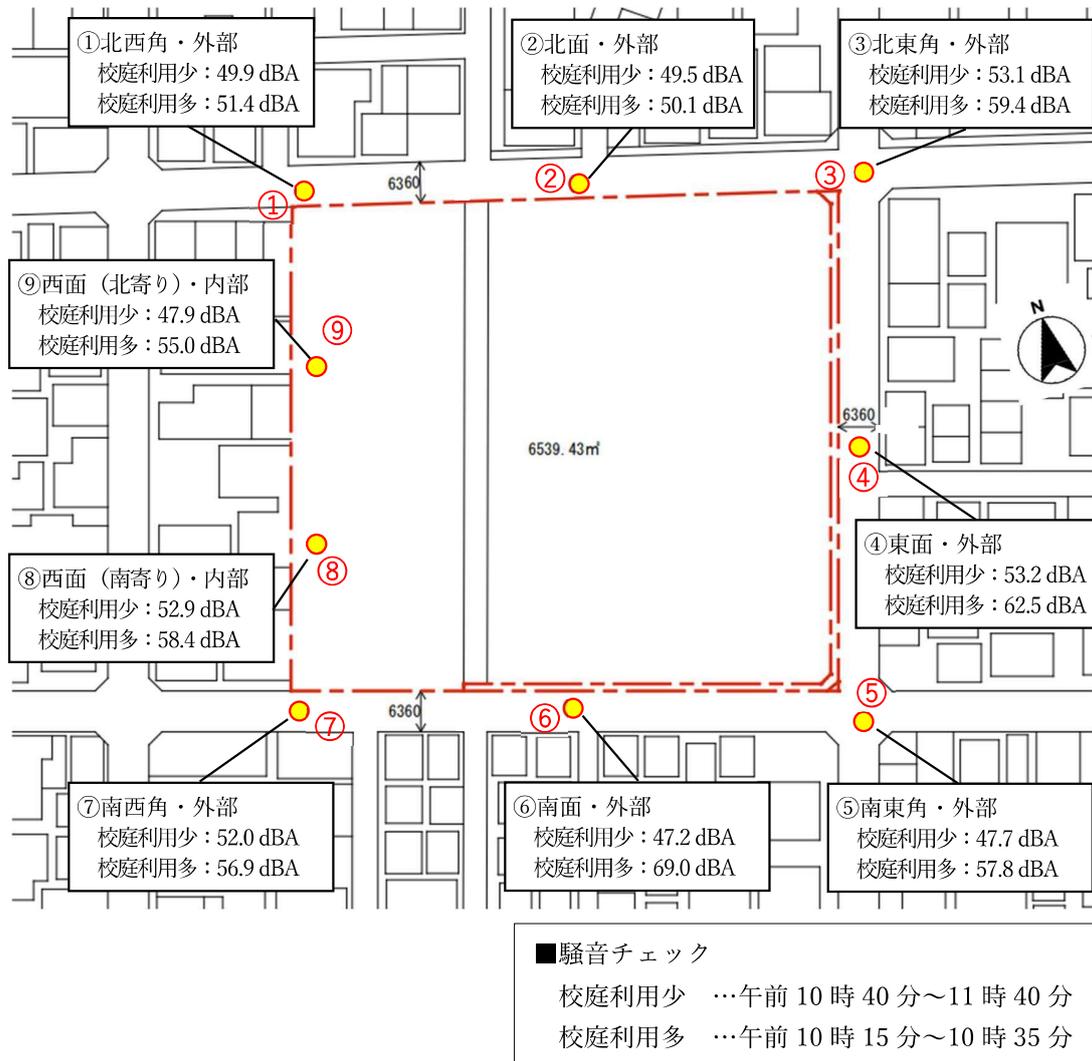
A-12  
「小松南 PTA  
歴代本部役員一同」作品



(4) 校舎内 (3階)



## 8 騒音状況



測定日 : 令和 7 年 5 月 8 日 (木) 午前 10 時～正午  
 天候 : 晴れ  
 主騒音源 : 交通騒音 (敷地外周全体)  
 単位 : dBA (デシベルエー)  
 参考 : 静かな事務所 50dBA、普通の会話 60 dBA、  
 遮断機音 75 dBA

## II 改築のための基本的な考え方

---

## II 改築のための基本的な考え方

葛飾区教育委員会は、葛飾区教育振興基本計画「かつしか教育プラン（2024～2028）」に基づき、子どもたちが自らの幸福はもとより将来の変化を予測することが困難な時代の中、様々な課題解決を通じて、未来に向かって、持続可能な社会の維持・発展の担い手となれるよう、「生きる力」を養う学校教育を推進しています。

また、「葛飾区立学校の改築に向けた指針」では、今後の葛飾区立学校の改築に向けた基本的な考え方を示しています。

これらを踏まえ、明治36年創立の小松小学校と昭和26年開校の松南小学校を統合し誕生した小松南小学校は、両校の歴史と伝統を受け継いだ名門校として、児童・地域が誇る自慢の学校づくりを目指し、改築のための基本的な考え方を策定します。

### 1 小松南小学校改築における課題

小松南小学校は区内で最も敷地面積が狭あいであり、学校運営を継続しながら改築事業を進めた場合、工事エリアと学校運営エリアとが近接し、改築期間中の教育環境に影響を及ぼすことに加え、児童数の増加に伴い必要な教室数を確保することが困難な状況です。



図3 小松南小学校（学級数推計）

表 4 小松南小学校敷地単独での建替え方法の検証 (Aパターン)

Aパターン	
改築概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新校舎建設中の学校運営：仮設校舎と既存西側校舎で行う</li> <li>・改築方法：</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 既存のプール・付属棟を先行解体</li> <li>② 校庭南東端に仮設校舎を建設し、既存西側校舎の1・2階と渡り廊下で接続</li> <li>③ 既存北側校舎を解体</li> <li>④ 空いた敷地に新校舎を建設</li> <li>⑤ 既存西側校舎を解体し、校庭（120mトラック）を整備</li> </ol>
検討結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設校舎建設段階から改築事業終了まで校庭を使用できない</li> <li>・施工ヤードが狭小であり、工事エリアと学校運営エリアが近接する</li> <li>・新校舎の延床面積が必要学級数（25学級）を満たす9,400㎡に達していない（約8,300㎡）</li> <li>・校庭がL字型の配置となり、効率的な活用が難しい</li> </ul>

## II 改築のための基本的な考え方

表 5 小松南小学校敷地単独での建替え方法の検証 (Bパターン)

Bパターン	
改築概要	<p>・新校舎建設中の学校運営：既存校舎で行う</p> <p>・改築方法：</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>①</b></p> <p><b>②</b></p> <p><b>③</b></p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>①</b> 既存のプール・付属棟の解体</p> <p><b>②</b> 空いた敷地に新校舎を建設</p> <p><b>③</b> 既存西側校舎を解体し、校庭 (120mトラック) を整備</p> </div> </div>
検討結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新校舎建設段階から改築事業終了まで校庭を使用できない</li> <li>・施工ヤードが狭小であり、工事エリアと学校運営エリアが近接する</li> <li>・新校舎の延床面積が必要学級数 (25 学級) を満たす 9,400 m<sup>2</sup> に達していない (約 8,000 m<sup>2</sup>)</li> <li>・校庭が L 字型の配置となり効率的な活用が難しく、120m トラックの配置もコーナーが厳しく余裕がない</li> </ul>

⇒Aパターン、Bパターンともに、必要な延床面積 (9,400 m<sup>2</sup>) が確保できないため、小松南小学校敷地単独での建替えは困難

## 2 小松南小学校改築の方向性

小松南小学校の新校舎は、通学区域の中心に位置する現小松南小学校敷地に建設し、工事期間中は、近接する旧松南小学校敷地を活用し、学校運営を行うこととします。

なお、旧松南小学校敷地の活用方法については、改築事業終了後の跡地活用ニーズを踏まえ決定することとします。



図 4 改築手順イメージ図

### 3 小松南小学校の教育目標

小松南小学校では、持続可能な社会に向けて、人と社会、自然等と協調しながら、たくましく生きていくための資質・能力を育成するために、次の目標を設定しています。

#### 教育目標

○「よく考える子」

自ら学び、自分の考えをしっかりともち、正しく判断し、すすんで行動する力を発揮するため、思考力・判断力・表現力を身につけ、問題を解決する能力をもった子

○「思いやりのある子」

他者とのかかわりを大切にし、豊かな心と感性をもち、他者の気持ちに思いを寄せられる子、温かい人間関係を作るとともに、自然を愛護する子

○「たくましい子」

意欲をもって物事に粘り強く取り組み、最後までやり通すことができるとともに、自らの健康保持、体力向上に努めようとする子

## 4 施設整備の基本方針

葛飾区立小松南小学校改築懇談会の意見を踏まえるとともに、「葛飾区立学校の改築に向けた指針」などに基づき、次のとおり施設整備の基本方針を定めます。

- (1) 配置計画等の工夫により、児童がのびのびと活動できる学校づくりを進めます。
  - ① コンパクトで動線の短い校舎とし、普通教室を4階以下に配置することで、児童や教職員における移動の負担軽減を図ります。
  - ② 現在よりも広く整形で使いやすい校庭の整備に加え、屋上などの有効活用を検討し、敷地の狭さを感じさせない環境づくりを目指します。
  - ③ 多目的スペースの整備に加え、可動式のパーティション等により、教育ニーズの変化に柔軟に対応できる校舎とします。
  
- (2) 地域との連携を継承し、愛され続ける学校づくりを進めます。
  - ① 防災・見守り・交流などにおいて地域と連携し、活発な活動を継続できるように、イベントなどで使いやすい校舎や校庭を整備します。
  - ② 地域の方々も利用できるように、誰もが使いやすい体育館や地域連携室などの施設を整備します。
  - ③ 新校舎の建設に当たり、近隣の住宅への日影、騒音や視線などに十分配慮します。
  
- (3) 地域の中心として防災機能を充実させるとともに、誰もが使いやすい校舎整備を進めます。
  - ① 避難所機能を浸水深以上となる2階以上に設置するなど、災害時を想定し、耐震性と水害対策を備えた施設配置を検討します。
  - ② 誰もが使いやすい校舎とするため、エレベーターの設置など、上下移動に配慮した施設計画を検討します。
  - ③ 校舎内外の段差解消などバリアフリーに十分配慮し、誰もが使いやすい施設を整備します。

## 5 施設の機能向上に向けた取組み

### (1) 諸室機能の考え方

- ① グループ学習や発表・討論など様々な学習形態に対応し、児童が能動的に学べる環境とするため、「普通教室」を拡大します。
- ② 児童が主体的に考え学ぶ自学自習を習慣化できるよう、「学習センター（学校図書館）」を整備します。
- ③ 特別支援教室に通う児童が小集団で落ち着いて学習できるよう、教室の配置や環境に配慮します。

### (2) 快適で居心地の良い学校づくりの考え方

- ① 児童の「学びの場」であるとともに、「生活の場」であるため、普通教室は日当たりの良い南面を中心に配置します。
- ② 快適で居心地の良い空間をつくるため、自然採光や通風を確保し、室内の色彩や形状も工夫します。
- ③ 潤いのある落ち着いた環境をつくるため、豊かな緑を確保します。

### (3) 安全・安心な学校づくりの考え方

- ① 地域の避難所としての機能を確保するため、災害時を考慮した諸室配置と防災機能を持つ設備を整備します。
- ② 水害時にも避難所機能を維持できるようにするため、体育館は2階以上とし、近接した場所に備蓄倉庫を配置します。
- ③ 死角をできる限り減らすため、職員室、保健室等は、校庭に近く見通しの良い位置に配置します。
- ④ 児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、見守りや動線に配慮した環境を整備します。

### (4) 維持管理に配慮した簡素で効率的な学校づくりの考え方

- ① ゼロエミッションかつしかの実現に向けて、「ZEB」を見据えた高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えるとともに、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーの活用を進めます。
- ② 修繕や更新が容易な施設とするため、分かりやすく明快な諸室配置とし、長寿命かつ高耐久であり、維持管理の容易な部材を採用します。
- ③ 清掃、点検・保守などの作業を効率的かつ容易にするため、設備関係諸室、配管スペースは、面積、形状及び階高等を工夫します。

## 6 改築概要

### (1) 予定諸室

普通教室：25室

少人数教室：3室

特別支援教室：1室

特別教室：理科室兼生活科室、音楽室、図工室、家庭科室、  
学習センター（学校図書館）、教育相談室 等

屋内運動施設：体育館

管理諸室等：校長室、職員室、事務室、主事室、保健室、会議室、  
印刷・資料室、給食室、児童用更衣室、地域連携室 等

### (2) 併設施設

わくわくチャレンジ広場室、学童保育クラブ、備蓄倉庫

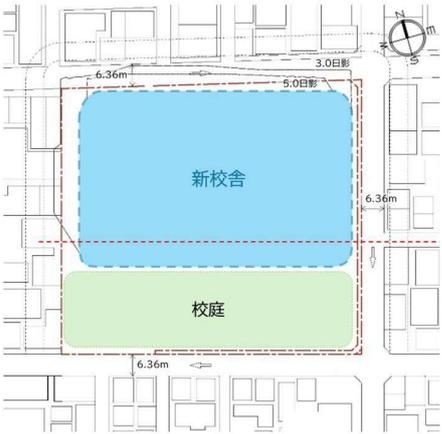
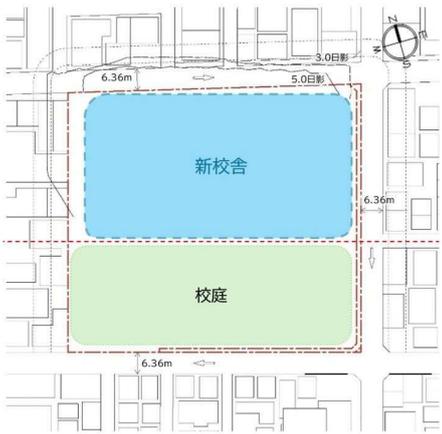
【参考：児童数・学級数の推移】各年度5月1日時点

区分		令和年度					
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
通常学級	児童数	479	455	467	465	456	448
	学級数	16	15	16	17	17	16

※計画諸室数は、本校学区における開発状況を踏まえて推計した将来的な児童数を基に設定しているため、近年推移している学級数と乖離があります。

## 7 配置比較表

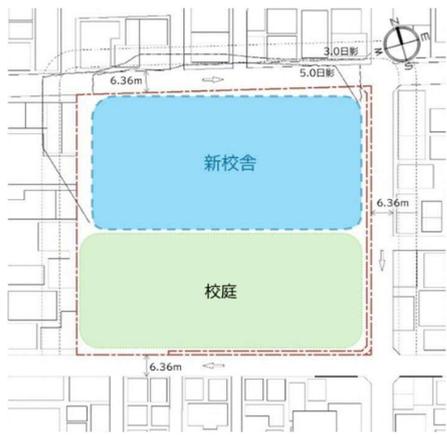
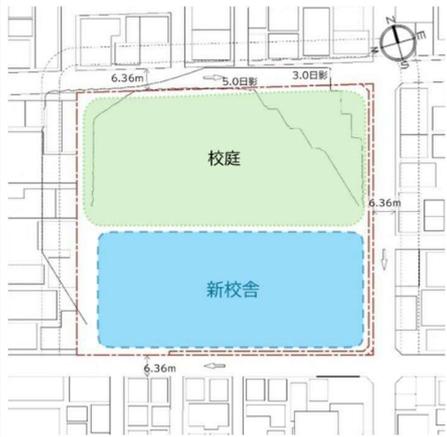
表 6 校舎階数別比較 (1/2)

	A：3階建て (参考校舎配置：北側)	B：4階建て (参考校舎配置：北側)
校舎・校庭 ボリューム イメージ		
校庭面積	約 1,800 m <sup>2</sup>	約 2,400 m <sup>2</sup>
校庭形状	整形だが、 短辺と比較し長辺が長い (他案との比較)	整形
校舎配置	自由な配置が可能	自由な配置が可能
校舎内 移動距離	垂直移動距離：最も短い 水平移動距離： 相対的に長くなる	垂直移動距離：2番目に短い 水平移動距離： 相対的に2番目に長くなる

### 【低層化による懸念点】(Aパターン：3階建て)

- ・既存校舎より校庭が狭くなる
  - ・(短辺と長辺の差が大きいため)細長く、使いにくい校庭になる
  - ・想定最大浸水深以下\*の部屋数が相対的に増加する  
※本校敷地における想定最大浸水深：3.4～3.5m (国土交通省提供「浸水ナビ」参照)
- 主に校庭へのデメリットが大きい

表 6 校舎階数別比較 (2/2)

	C: 5 階建て (参考校舎配置: 北側)	D: 6 階建て以上
校舎・校庭 ボリューム イメージ		
校庭面積	約 2,600 m <sup>2</sup>	約 2,750 m <sup>2</sup>
校庭形状	整形	整形
校舎配置	自由な配置が可能	南側配置に限られる (日影規制のため)
校舎内 移動距離	垂直移動距離: 2 番目に長い 水平移動距離: 相対的に 2 番目に長くなる	垂直移動距離: 最も長い 水平移動距離: 相対的に短くなる

**【高層化による懸念点】** (D パターン: 6 階建て以上)

- ・ 1 フロアあたりの面積が減ることによって諸室が分断された配置となり、教育環境への制約が生じる恐れが高い
- ・ 整形な校庭を広く確保したい場合、**必要諸室の配置に大きな制約が生じる**  
→ 主に校舎へのデメリットが大きい

既存校舎より広い校庭が確保でき、配置の自由度が高いことに加え、より大きな校庭を確保できることから、**5 階建て**とする。

## II 改築のための基本的な考え方

表 7 校舎配置比較 (1/2)

		A：北側配置 (案)	B：西側配置 (案)
基準階 (2～4階) ゾーニング イメージ  ※3.0(5.0) 日影：欄外参照			
	① 改築後の教育環境		
階数	5階建て	5階建て	
建築面積	約 2,550 m <sup>2</sup>	約 2,500 m <sup>2</sup>	
延床面積	約 9,500 m <sup>2</sup>	約 9,500 m <sup>2</sup>	
普通教室の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>校庭・体育館への移動のしやすさ及び非常時の避難行動を考慮して、4階以下に配置する</li> <li>全て南向きであり、採光及びエネルギー効率の面で優れる</li> <li>校庭に面することで開放感に優れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校庭・体育館への移動のしやすさ及び非常時の避難行動を考慮して、4階以下に配置する</li> <li>一部が東向きのため、A案に比べて採光及びエネルギー効率の面は劣る</li> <li>東側は校庭に面するため、比較的良好な環境が得られるが、南側は近隣建物により開放感が低下する。また、視線配慮のための設備による閉塞感が発生する</li> </ul>	
校庭の広さ	約 2,600 m <sup>2</sup>	約 2,600 m <sup>2</sup>	
校庭の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>4案で唯一校舎の日影が発生しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>午後から校舎の日影が発生する</li> </ul>	
② 近隣への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>南西側において、面する対象が体育館から校庭に変わり、日照は増えるが、校庭の活動音の影響がある</li> <li>真北方向から北西方向において、対面する建物の高さが2階分増えるため、圧迫感を与える恐れがある(体育館と面する北東側の高さは既存校舎と同程度)</li> <li>それを除くと、現在と同程度の影響にとどまる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北東側において、面する対象が校舎から校庭に変わり、日照は増えるが、校庭の活動音の影響がある</li> <li>西面全体において、対面する建物の高さが1階分増えるため、圧迫感を与える恐れがある</li> <li>それを除くと、現在と同程度の影響にとどまる</li> </ul>	

※東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例により、計画建物高さが10mを超える本計画では平均地盤面から4メートル(2階の窓に相当する高さ)の高さの水平面に生ずる日影時間を測る。

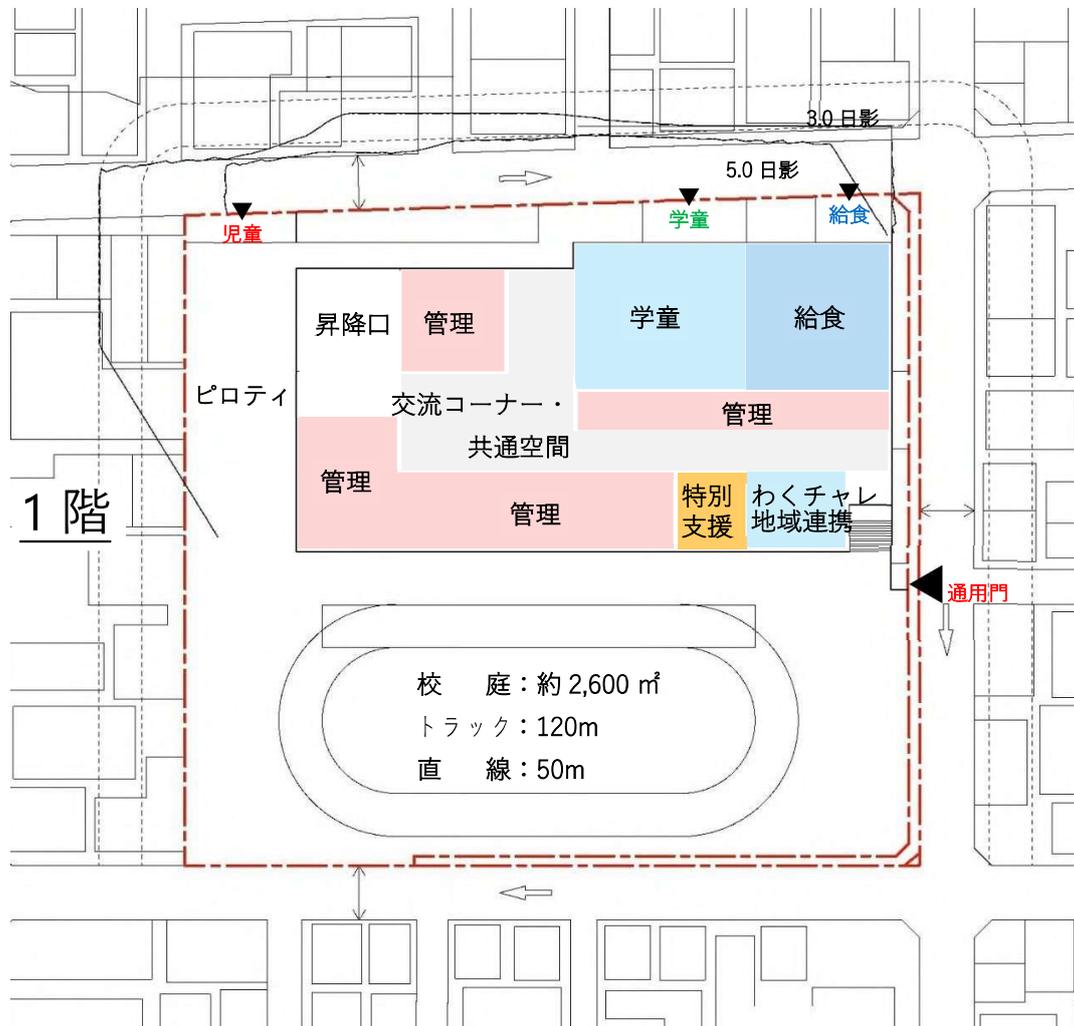
冬至日の午前8時から午後4時までの8時間が規制の対象時間となり、敷地境界の外側5～10mの範囲は5時間以上の、10mを超える範囲では3時間以上の日影を出してはいけない。

表 7 校舎配置比較 (2/2)

		C：東側配置（案）	D：L型配置（案）
基準階 (2～4階) ゾーニング イメージ ※3.0(5.0) 日影：欄外参照			
①改築後の教育環境	階数	5階建て	4階建て
	建築面積	約 2,500 m <sup>2</sup>	約 2,900 m <sup>2</sup>
	延床面積	約 9,500 m <sup>2</sup>	約 9,400 m <sup>2</sup>
	普通教室の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>校庭・体育館への移動のしやすさ及び非常時の避難行動を考慮して、4階以下に配置する</li> <li>一部が東向きのため、A案に比べて採光及びエネルギー効率の面は劣る</li> <li>南側・東側ともに近隣建物により開放感が低下する。また、視線配慮のための設備による閉塞感が発生する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校庭・体育館への移動のしやすさ及び非常時の避難行動を考慮して、4階以下に配置する</li> <li>全て南向きであり、採光及びエネルギー効率の面で優れるが、西寄りの教室は体育館の日影の影響が発生する</li> <li>校庭に面することで開放感に優れるが、西寄りの教室は体育館に面するため、閉塞感がある</li> </ul>
	校庭の広さ	約 2,500 m <sup>2</sup>	約 2,100 m <sup>2</sup>
校庭の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>午前中は校舎の日影が発生する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北側の棟の日影規制を避けるため、最も狭い</li> <li>午後から校舎(西側の棟)の日影が発生する</li> </ul>	
②近隣への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>西側において、面する対象が校舎・体育館から校庭に変わり、日照は増えるが、校庭の活動音の影響がある</li> <li>真東方向において新たに5階建ての建物に対面し、南東方向において対面する建物の高さが4階分増えるため、圧迫感を与えるとともに、午後の時間帯で日影の影響が新たに発生する</li> <li>それを除くと、現在と同程度の影響にとどまる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北側において、対面する建物の高さが1階分増えるため、圧迫感を与える</li> <li>上記以外は、現在と同程度の影響にとどまる</li> </ul>	

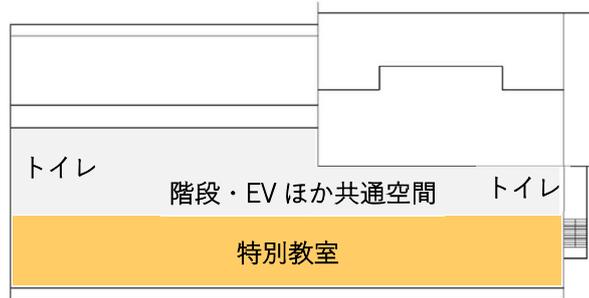
配置の基本計画として、北側配置（案）を採用する。  
 ・全ての普通教室を南向きに配置することができる  
 ・校庭の日当たりが良い

## 8 ゾーニング案

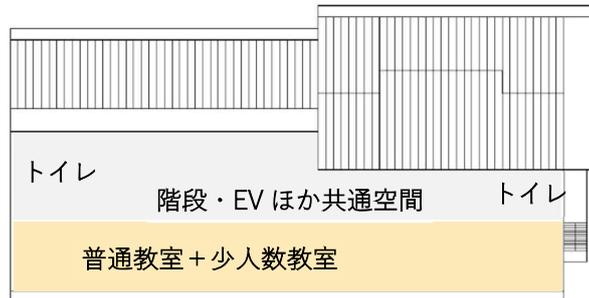


凡例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#fff9c4;"></span>	: 学習関係諸室（普通教室）
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#ffeb3b;"></span>	: 学習関係諸室（特別教室）
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#c8e6c9;"></span>	: 屋内運動場施設
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#bbdefb;"></span>	: 生活交流空間（給食室等）
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#ffcdd2;"></span>	: 管理関係室
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#e1bee7;"></span>	: その他付帯施設等
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#e0e0e0;"></span>	: 共通空間

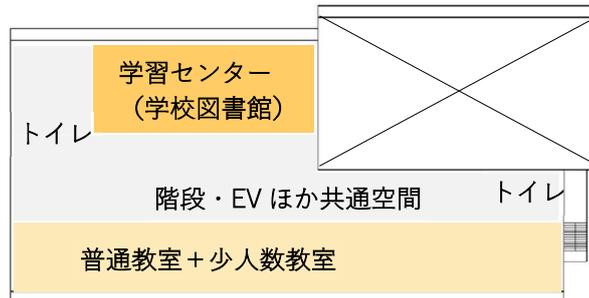
5階



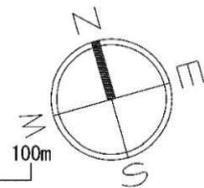
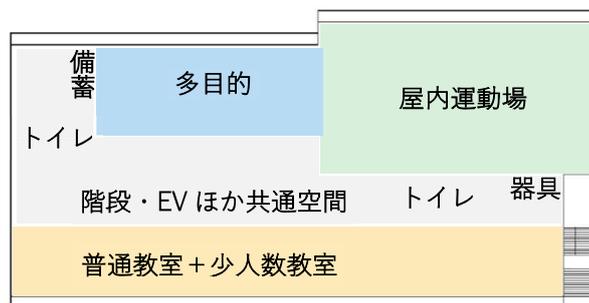
4階



3階



2階



### III 検討体制

---

## 1 葛飾区立小松南小学校改築懇談会運営要綱

令和7年7月10日

7 葛教施第152号

教育長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、葛飾区立小松南小学校（以下「小松南小学校」という。）改築懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

### (目的)

第2条 懇談会は、小松南小学校の改築に当たり、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 小松南小学校の改築における基本的な方針に関すること。
- (2) その他、小松南小学校改築の基本設計に反映させる必要がある事項に関すること。

### (構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (運営)

第4条 懇談会は、教育委員会事務局教育次長（以下「教育次長」という。）が開催を決定する。

- 2 懇談会の司会、進行については教育次長が選定する。
- 3 教育次長は、必要があると認めるときは、第3条で掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

### (会議の公開)

第5条 懇談会は、公開とする。ただし、教育次長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校施設課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年7月10日から施行する。

別表（第3条関係）

青少年育成新小岩地区委員会代表

小松南小学校 通学区域内に存する自治町会代表

新小岩南地域まちづくり協議会代表

小松南小学校 学校評議員代表

小松南小学校 青少年委員

民生委員・児童委員代表

学校地域応援団コーディネーター

小松南小学校 P T A 代表

小松南小学校 校長

小松南小学校 副校長

## 2 懇談会の経過

---

### 第1回 改築懇談会（令和7年7月29日）

- 1 改築懇談会の説明
- 2 学校施設概要の説明
- 3 ワークショップの開催
  - ・テーマ「小松南小学校のポテンシャル」

### 第2回 改築懇談会（令和7年9月3日）

- 1 近隣周知（ポスティング）結果について
- 2 第1回改築懇談会の振り返り
- 3 改築手法の基本的な考え方について
- 4 ワークショップの開催
  - ・テーマ「最適な改築手法とは？」

### 第3回 改築懇談会（令和7年10月16日）

- 1 第2回改築懇談会の振り返り
- 2 新校舎の配置パターンについて
- 3 ワークショップの開催
  - ・テーマ「小松南小学校の新校舎の配置を考えよう」

### 第4回 改築懇談会（令和7年11月19日）

- 1 第3回改築懇談会の振り返り
- 2 改築事例紹介
- 3 施設整備の基本的な考え方について
- 4 ワークショップの開催
  - ・テーマ「小松南小学校の機能配置を考えよう」

### 第5回 改築懇談会（令和7年12月22日）

- 1 第4回改築懇談会の振り返り
- 2 小松南小学校改築のための基本的な考え方（案）について
- 3 グラウンド舗装について
- 4 今後のスケジュール概要について

葛飾区立小松南小学校改築のための基本的な考え方（案）

令和8年3月発行

葛飾区教育委員会事務局学校施設課

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

電話 03-3695-1111（代表） 内線 2707・2708・2709

この冊子は、印刷用の紙へリサイクルできます。



葛飾警察署による旧木根川小学校での救出救助訓練に伴う  
アスベスト含有建材破損への対応について

学校施設整備担当課

令和6年度末に学校統合により閉校した旧木根川小学校の校舎において、令和7年8月12日に、葛飾警察署による救出救助訓練が実施された。その際、葛飾警察署が誤ってアスベスト含有建材を破損させたため、区が解体工事の着手に向け、アスベストの清掃処理を実施し、それに係る損害賠償について葛飾警察署と協議してきたところである。

この度、弁償金額が定まったため、報告を行うもの

## 1 概要

### (1) 経緯

当該訓練は、建物内における要救助者の救出を想定しており、壁や扉を工具で破壊する内容であったため、事前に区が葛飾警察署による破壊予定箇所を確認し、葛飾警察署がアスベスト含有箇所を破壊しないことを条件として実施したものである。

しかしながら、訓練当日、葛飾警察署は誤ってアスベストを含有する教室背面の掲示クロスを破損させた。

### (2) 破損に至った原因

葛飾警察署は、教室背面の掲示クロスの接着剤にアスベストが含有されていることを認識していたが、誤った破壊箇所を訓練参加者に指示したことにより、アスベスト含有建材の破損に至った。

### (3) 破損後の経過

事案発生後、破損した教室及び前面廊下をビニールシートで養生し、立ち入り

を禁止した。その後、令和7年9月25日に、環境測定を実施の上、アスベストの清掃作業を行うとともに、原状復旧した。

なお、当該アスベスト含有建材は、発じん性が比較的低い「レベル3」に該当するものであり、清掃作業の前後の環境測定において、空気中からアスベストは検出されていない。

## 2 損害賠償

区は、当該破損に係る清掃等の費用等に関する損害賠償について、葛飾警察署と協議を行い、これらの費用等（弁償金 658,012円）については、本年2月20日に葛飾警察署により支払われる予定である。

## 東四つ木小学校における臨時休業（学校閉鎖）について

学務課

## 1 概要

東四つ木小学校（児童数332名）において胃腸炎症状による欠席児童が急増し、感染症等の疑いがあったため、令和8年1月23日（金）及び26日（月）を学校閉鎖としたことについて報告するもの

## 2 経過

## (1) 1月17日（土）

公開授業日。児童1名が吐き気を訴え教員が介抱したが嘔吐には至らず。

## (2) 1月19日（月）

胃腸炎症状による欠席者1名（17日（土）に吐き気を訴えた児童とは別）

## (3) 1月20日（火）

胃腸炎症状による欠席者3名（うち2名が新規発症）

## (4) 1月21日（水）

ア 児童45名（うち44名が新規発症）、教員1名、合計46名に胃腸炎症状あり。

欠席児童38名・早退7名（うち1名が学校で嘔吐）、欠席教員1名

イ 欠席率の高い1年1組、2年1組、5年1組について、22日（木）及び23日

（金）の2日間、学級閉鎖とすることを決定した。

ウ 学校から保健所へ報告し、聞き取り調査を受けたところ、食中毒の疑いがあるとして訪問調査が実施された。

(ア) 給食室の拭き取り検査

(イ) 保存食検査

(ウ) 検便（調理員、欠席・早退した児童及び教員が対象）

エ 22日（木）の給食は調理委託事業者に代替調理員を手配させ、加熱調理済食品のみを提供できる献立に変更した。

(5) 1月22日(木)

ア 児童73名(うち29名が新規発症)、教員1名、合計74名に胃腸炎症状あり(前日より28名の増加)。欠席児童66名・早退7名、欠席教員1名

イ 保健所及び学校医の意見を参考に、教育委員会事務局内で協議し、23日(金)及び26日(月)の学校閉鎖を決定した。

ウ 学童保育クラブに休校日による対応を依頼し、了承いただいた。

エ Home & Schoolで保護者宛ての学校閉鎖通知文を配信した。

オ 学校閉鎖期間中の対応について、次のとおり行うこととした。

(ア) 学校の対応

午前中は自宅学習を行い、Home & Schoolによる健康観察を実施する。

(イ) 教育委員会の対応

わくわくチャレンジ広場(放課後子ども事業)は中止する。

(ウ) 学童保育クラブの対応

午前8時から実施する。

(6) 1月23日(金) 学校閉鎖

ア 児童31名(うち6名が新規発症)、教員1名、合計32名に胃腸炎症状あり(前日より42名の減少)。

イ 保健所の助言を受け、学務課職員6名及び学校用務職員6名で校内の消毒を実施した。

ウ 教員が21日(水)及び22日(木)の欠席・早退者の自宅に調査票と検便検査キットを配付した。

(7) 1月26日(月) 学校閉鎖

ア 児童7名(うち1名が新規発症)に胃腸炎症状あり(23日(金)より25名の減少)。

イ 保健所及び学校医の意見を参考に、教育委員会事務局内で協議し、27日(火)からの学校再開を決定した。

ウ Home & Schoolで保護者宛ての学校再開通知文を配信した。

エ 学務課職員2名及び学校用務職員2名で校内のトイレ、手洗い場、ドアノブを消毒した。

### 3 学校再開の判断理由

#### (1) 胃腸炎症状による体調不良者の減少

26日（月）午前10時時点で、胃腸炎症状が出ている児童は5名、うち当日の新規発症者は1名であり、22日（木）と比較して減少し、状況が落ち着いたこと。

#### (2) 校内消毒の実施

23日（金）及び26日（月）の2日間、校内の消毒作業を実施したこと。

#### (3) 保健所及び学校医の意見

全児童に占める胃腸炎症状による体調不良者の割合が約1.5%と減少したこと  
から、潜伏期間（1～2日）を考慮しても再開は妥当との見解を得たこと。

### 4 再開後の対応

#### (1) 健康観察

保健所からの助言により、30日（金）までHome & Schoolによる健康観察を実施した。

#### (2) マスクの着用

校内は原則としてマスクを着用して生活した。

#### (3) 校内の消毒等

トイレ、手洗い場、ドアノブ等、児童が手に触れる可能性が高い所を、1日2回、次亜塩素酸ナトリウムを用いて消毒した。児童には、石鹸でよく手を洗うよう指導した。

#### (4) 学校給食

加熱調理済食品のみを提供できる献立に変更して実施した。保健所の検査で調理員の陰性が判明するまでは、代替調理員を手配した。

## 学用品の学校備品化について

学務課

## 1 概要

これまで保護者負担で購入していた学用品のうち、彫刻刀や算数セット、粘土板といった使用頻度が低いものについて、令和8年度からは学校備品として配備し、授業で必要なときに貸し出せる環境を整備することで保護者負担の軽減を図るもの

## 2 学校備品化する物品

## (1) 小学校

品名	1校当たりの配備数
彫刻刀	35セット
算数セット	1年生の児童数+予備
粘土板	1年生の児童数+予備
探検ボード	1年生の児童数+予備
竹製ものさし	2年生の児童数+予備

## (2) 中学校

品名	1校当たりの配備数
彫刻刀	40セット

## 3 令和8年度当初予算案計上額

消耗品費 17,680千円

内訳 小学校 15,760千円

中学校 1,920千円

## 防災ヘルメットの全校配備について

学務課

### 1 概要

現在、区立小・中学校には防災ヘルメットが配備されていない学校や耐用年数内に更新ができていない学校がある。

児童・生徒の避難時の安全を確保するため、令和9年度から区立小・中学校へ入学する1年生を対象に防災ヘルメットを配備するもの

### 2 配備計画

防災ヘルメットの耐用年数は業界団体によって6年と定められており、小学校では毎年度入学時に配備した防災ヘルメットを児童が卒業まで継続して使用する。中学校では令和9年度から11年度まで入学時に防災ヘルメットを配備し、生徒が卒業するまで使用したのち、次年度に入学する1年生が引き続き耐用年数に達するまで使用する。

### 3 実施時期

令和9年4月

### 4 令和8年度当初予算案計上額

消耗品費 26,081千円

内訳 小学校 13,778千円

中学校 12,303千円

今後の水泳指導の実施方法に関する方針及び実施計画の更新の方向性等について

学校教育推進担当課

## 1 趣旨

屋内温水プールを活用した水泳指導の全小学校の移行を確実に進めていくため、今後予定している「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」（以下「方針」という。）及び方針の実施計画（以下「実施計画」という。）の更新に当たり、その方向性や更新案、スケジュールを示すとともに、令和8年度に新たに屋内温水プールへ移行する学校や（仮称）お花茶屋地区屋内温水プールの整備スケジュールの変更について報告を行うもの

## 2 方針及び実施計画の更新の方向性

令和4年度から屋内温水プールを活用した水泳指導への移行を進めてきたが、これまでの間、民間施設の撤退及び休止のリスクやバスの手配、移行後の学校プールの取扱い、事業経費など、移行を進めるに当たり、様々な課題が生じてきたところである。今後、全小学校の移行をより計画的に進めていくためには、水泳指導の実施方法や屋内温水プールへの移行の考え方のみならず、こうした課題に対しての考え方などを整理し、方針に反映する必要がある。そのため、包括的に考え方を示した方針へと更新を図る。

また、実施計画についても構成の見直しを行い、全小学校の移行時期を示した移行計画に変更する。

## 3 更新内容（骨子案）

別紙「方針及び移行計画（骨子案）」のとおり

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和8年5月 教育委員会（方針の更新案の報告）

- 6月 文教委員会（方針の更新案の報告）
- 7月 教育委員会（新たな方針の決定）
- 9月 教育委員会（移行計画案の報告）  
文教委員会（移行計画案の報告）
- 10月 教育委員会（移行計画の決定）

## 5 その他

### （1）令和8年度の新規移行校（予定）

近年の猛暑の深刻化を踏まえ、屋内温水プールを活用した水泳指導への移行を早期に進める必要がある。そこで、施設利用者への更なる負担が生じないように配慮した上で、新たに以下の3校を移行する。令和8年度は、中学校を含め29校が屋内温水プールを活用して水泳指導を実施する予定である。

#### 【令和8年度から新たに移行する学校】

梅田小学校（JSSスイミングスクール 立石）

末広小学校（スポーツクラブネサンス KSC金町24）

中之台小学校（セントラルフィットネスクラブ 亀有）

### （2）（仮称）お花茶屋地区屋内温水プールの整備スケジュールの変更

（仮称）お花茶屋地区屋内温水プールの実施設計において、施工手順を精査したところ、プールの地下ピット等を整備するための地下工事及び狭小な敷地条件での整備に、基本設計時に想定したよりも期間を要することが判明した。

このことから、予定している整備スケジュールを以下のとおり変更する。

	変更前	変更後
基本・実施設計	令和8年3月まで	令和8年3月まで
建築工事	令和8年10月から 令和10年11月まで	令和8年10月から 令和11年5月まで
開設準備	令和10年12月から 令和11年1月まで	令和11年6月から 令和11年7月まで
供用開始	令和11年2月	令和11年8月

## 方針及び移行計画（骨子案）

## 【方針】

項目	記載事項概要
1 はじめに	更新の目的等
2 これまでの取組	
(1) 方針及び実施計画の策定	方針・実施計画の概要及び策定の経過
(2) 移行校数及び事業経費の推移	屋内温水プールを活用した水泳指導へ移行した学校数や各年度ごとの事業経費の推移
(3) 成果	水泳指導の実施・中止時数、インストラクターの指導補助の効果（泳力等）、水泳指導に関するアンケート結果
(4) 課題	水泳指導の課題整理（民間施設の撤退及び休止のリスク、バスの手配、移行後の学校プールの取扱い等）
3 屋内温水プールにおける水泳指導の考え方	水泳指導における教員・インストラクターの役割、授業時数等
4 民間事業者等の施設の活用及び新施設の整備	
(1) 民間施設の活用	民間施設の撤退・休止リスクや一般利用者の負担を踏まえた施設活用の考え方
(2) 既存区立施設の活用	一般利用者の負担を踏まえた施設活用の考え方
(3) 新施設の整備	既に整備を進めている2施設の概要、更なる施設整備の必要性とその方向性
5 移行前の学校での水泳指導	移行前の学校プールにおける水泳指導の熱中症対策、学校プールの管理等
6 移行後の学校プールの取扱い	プール解体及び跡地活用の考え方
7 移動手段の確保	
(1) 将来的なバスの必要台数（シミュレーション）	全小学校の移行に必要なとなるバスの台数の試算
(2) 安定的なバスの確保に向けた取組	効率的なバス配車の手法やバスの確保策
8 事業経費の分析	事業経費の試算
別添 方針	
別添 実施計画	
別添 学習指導要領（平成29年告示）（水泳指導に関する内容を抜粋）	

## 【移行計画】

項目	記載事項概要
区立小学校の屋内温水プール移行ロードマップ	
別添 区立小学校及び屋内温水プールの配置図（参考）	

参考添付：「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」（令和2年度策定）

「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画（令和3年度策定・令和4年度改定）

## 今後の水泳指導の実施方法に関する方針

令和2年12月  
葛飾区教育委員会

## 1 はじめに

小・中学生の時期に基本的な水泳技術を習得することは、学習指導要領に定められており（別添参照）、水泳運動を楽しむとともに、健康づくりや水泳運動の安全に関する理解を深める大切な取組である。しかし、近年では猛暑による熱中症予防対策の必要性の高まりなどもあり、計画的な水泳指導が難しい現状がある。

また、様々な科目や種目がある中での教員による水泳指導や外部からの視線の遮断、水質や水流失防止の管理など学校に課せられる負担も大きい。

葛飾区は、川に囲まれた水と緑ゆたかなまちとして、古くは河川を利用しての水泳指導が行われ、オリンピック選手をはじめ数多くの優秀な水泳選手を輩出するなど、長年に渡って水泳指導を大切にしてきた歴史がある。海や川での水の事故を防ぐためにも、今後もより充実した水泳指導を実施していく必要がある。

そのため、現状を踏まえ今後の水泳指導の検討を行った。

## 2 近年の天候

近年の夏は、猛暑による熱中症が問題となることも多く、今年7月からは環境省と気象庁が共同して熱中症警戒アラートの試行を開始し、8月に入り多くの日でその発表がされた。

また、6月及び7月は梅雨時であり、学校プールでの水泳指導は天候に左右されることも多く計画的な実施が難しい。

### (1) 熱中症警戒アラート（試行）の発表回数

令和2年7月から、環境省と気象庁の共同による熱中症警戒アラート（試行）の運用を開始しており、8月7日に1回目の発表がされた。

令和2年度の熱中症警戒アラート（試行）の発表回数 17回

(2) 令和2年6月～9月の天気・気温

6月			7月			8月			9月		
日付	最高気温	天気概況 6時～18時									
1日(月)	21.2	雨時々曇	1日(水)	26.7	曇時々雨	1日(土)	31.8	晴	1日(火)	27.4	曇
2日(火)	26.6	曇後一時晴	2日(木)	30.8	晴	2日(日)	31.5	晴時々曇	2日(水)	32.1	曇時々晴一時雨、雷を伴う
3日(水)	28.5	薄曇	3日(金)	28.7	曇時々雨	3日(月)	32.3	晴	3日(木)	32.7	晴時々曇一時雨
4日(木)	27.6	曇後一時晴	4日(土)	27.7	曇時々雨	4日(火)	33.1	晴	4日(金)	35.1	晴
5日(金)	29.9	薄曇時々晴	5日(日)	28.1	曇時々雨	5日(水)	34.2	晴	5日(土)	34.2	晴一時曇
6日(土)	28.4	曇、雷を伴う	6日(月)	26.9	雨時々曇	6日(木)	33.1	晴時々薄曇	6日(日)	29.5	曇時々雨一時晴、雷を伴う
7日(日)	27.2	晴時々曇	7日(火)	29.3	曇時々雨	7日(金)	35.4	薄曇	7日(月)	31.2	曇時々雨、雷を伴う
8日(月)	28.3	晴時々曇	8日(水)	28.5	曇時々雨	8日(土)	32.3	曇後晴	8日(火)	34.2	晴後一時曇
9日(火)	31	薄曇	9日(木)	26.1	雨一時曇	9日(日)	34.7	薄曇	9日(水)	33.6	晴
10日(水)	31.4	晴後一時曇	10日(金)	28.1	雨時々曇	10日(月)	35.2	薄曇	10日(木)	31.7	曇一時晴
11日(木)	30.5	曇後雨	11日(土)	31.2	曇時々雨	11日(火)	37.3	晴	11日(金)	32.5	晴時々曇
12日(金)	31.6	曇一時晴	12日(日)	32.5	曇	12日(水)	35.8	晴後曇一時雨、雷を伴う	12日(土)	27.7	雨時々曇
13日(土)	24.3	大雨	13日(月)	25.2	曇時々雨	13日(木)	36.1	晴後曇一時雨、雷を伴う	13日(日)	27.8	曇後一時雨
14日(日)	24	雨時々曇	14日(火)	23.7	雨後曇	14日(金)	34.2	晴	14日(月)	27.2	曇後一時雨
15日(月)	32.6	薄曇	15日(水)	22	雨	15日(土)	36.1	晴	15日(火)	27.7	曇
16日(火)	30.5	曇後晴	16日(木)	24.6	曇	16日(日)	35.4	晴、雷を伴う	16日(水)	28.1	曇
17日(水)	28.8	晴一時薄曇	17日(金)	20.6	雨後時々曇	17日(月)	36.5	曇後一時晴	17日(木)	28.4	曇
18日(木)	25.5	曇後一時雨	18日(土)	22	雨時々曇	18日(火)	34.3	晴一時曇	18日(金)	33.4	曇
19日(金)	19.8	大雨	19日(日)	29.3	晴一時曇	19日(水)	34.2	晴時々薄曇	19日(土)	27.1	曇
20日(土)	28.7	曇時々晴	20日(月)	31.9	薄曇	20日(木)	34.8	晴	20日(日)	23.7	曇時々雨
21日(日)	26.5	曇時々雨	21日(火)	29	曇	21日(金)	36	晴	21日(月)	26.1	曇後晴
22日(月)	21	雨	22日(水)	29.9	曇時々雨	22日(土)	35.2	晴時々曇	22日(火)	27.7	曇
23日(火)	27.2	曇一時雨	23日(木)	26	雨	23日(日)	29.4	曇時々大雨、雷を伴う	23日(水)	22.7	雨時々曇
24日(水)	26.8	曇一時雨後一時晴	24日(金)	27.2	曇時々雨	24日(月)	32.3	晴一時曇	24日(木)	22.2	雨時々曇
25日(木)	23.3	曇時々雨	25日(土)	27.4	雨時々曇	25日(火)	32.2	晴	25日(金)	20.8	雨
26日(金)	30.9	曇後晴	26日(日)	31.2	曇時々雨一時晴	26日(水)	34	晴	26日(土)	20	雨
27日(土)	29.3	曇	27日(月)	30.7	曇後時々雨	27日(木)	33.6	晴一時雨	27日(日)	23.5	曇後一時晴
28日(日)	24.9	雨後曇	28日(火)	31	雨時々曇	28日(金)	34.5	晴一時曇	28日(月)	27.4	晴
29日(月)	29.8	晴	29日(水)	25.6	曇時々雨	29日(土)	35	晴	29日(火)	23.1	曇
30日(火)	27.7	曇後雨	30日(木)	26.5	曇	30日(日)	34.9	晴	30日(水)	25.4	晴後一時薄曇
			31日(金)	29.6	曇時々雨	31日(月)	32.6	曇時々晴			

※網掛けは雨天、雷や低温（28度未満）の日。8月と9月の最高気温に網掛けのある日は熱中症警戒アラート（試行）の発表日。

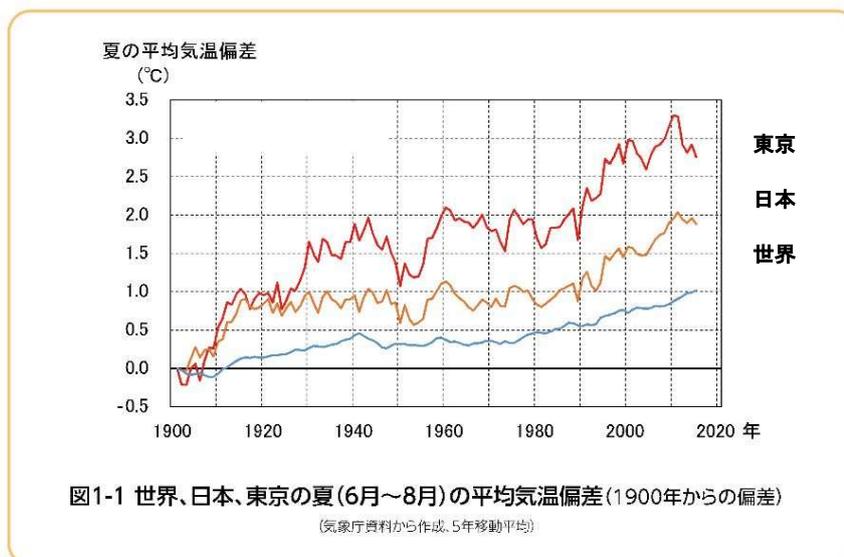
気象庁ホームページの各種データ・資料 (<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menureport.html>) を加工して作成

(3) 過去3年間の6月～9月の天気の状況

平成29年～令和2年の6月～9月の天気で、最高気温が35度以上の日（猛暑日）、雨天、雷又は最高気温が28度未満の日数は次のとおり。

	最高気温 35 度以上	雨天、雷又は最高気温28度未満			
	6～9月計	6月	7月	8月	9月
平成29年	2日	22日	9日	15日	18日
平成30年	12日	19日	6日	8日	24日
令和元年	12日	22日	23日	12日	16日
令和2年	12日	17日	26日	5日	21日

#### (4) 夏の平均気温偏差の推移



「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020」(環境省) ([https://www.wbgt.env.go.jp/health\\_tillness\\_gline.php](https://www.wbgt.env.go.jp/health_tillness_gline.php)) を加工して作成

### 3 全国の水泳指導の状況

全国の小中学校では、水泳指導を学校以外のプールを活用して実施するといった動きが徐々に広がっており、小中学校とも廃校となる学校数を上回るペースで学校プールが廃止となっている。

#### (1) 学校屋外プールと学校の減少率

##### 学校屋外プール設置数と減少率

小学校				中学校				学校計			
H8	H30	減少数	減少率	H8	H30	減少数	減少率	H8	H30	減少数	減少率
20,111	15,755	4,356	21.7%	7,646	5,549	2,097	27.4%	27,757	21,304	6,453	23.2%

##### 学校数と減少率

小学校				中学校				学校計			
H8	H30	減少数	減少率	H8	H30	減少数	減少率	H8	H30	減少数	減少率
24,482	19,892	4,590	18.7%	11,269	10,270	999	8.9%	35,751	30,162	5,589	15.6%

文部科学統計要覧・文部統計要覧(文部科学省) ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/002/002b/koumoku.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/koumoku.html)) 及び体育・スポーツ施設現況調査(スポーツ庁) ([https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/toukei/chousa04/shisetsu/1368149.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/shisetsu/1368149.htm)) を加工して作成

## 4 区立学校の状況

### (1) 学校プールの管理について

学校プールの水流失などは全国で起こっており、葛飾区においても、老朽化に起因するものをはじめ次のような学校プールでの水流失などの事例がある。

各学校では、教員が学校プールを適切に管理するため、水泳指導当日の水質検査や定期的な水使用量の確認などの対応をしている。

### 過去3年間の水流失などの事例

#### 平成29年度

- ① プール清掃での排水時に給水管元栓を閉め忘れたことにより、排水と同時に給水。(約 230 m<sup>3</sup>)
- ② プールのろ過装置故障により水流出。(約 200 m<sup>3</sup>)

#### 平成30年度

学校プールの水流出事例無し

#### 令和元年度

- ① ろ過機の五方弁バルブの遊びが大きく、止水ポイントの表示メモリとずれがあったことにより排水。バルブの老朽化が原因と思われる。(約 75 m<sup>3</sup>)
- ② プールの水入替時、排水バルブに異物が挟まり完全に排水栓が閉まらず排水。(約 27.5 m<sup>3</sup>)
- ③ 低学年の水泳指導に向け水位を下げるために排水を行った際に、バルブを完全に閉めなかったことにより排水。ろ過機の空気弁の誤操作(空気弁が開いた状態)によるろ過機からの排水もあり。(約 287.5 m<sup>3</sup>)
- ④ ろ過機に塩素を入れるところ、誤って無水炭酸ナトリウムを投入したことにより、塩素ガスが発生。教員計6人が目や鼻に痛みを訴える軽傷を負った。児童は校舎内にいて無事であった。
- ⑤ 夜間に部外者が学校プールに侵入し無断でプールを使用、機械警備が感知し警察が出動した。普段着での入水であったため衛生面に配慮してプール槽の水の入れ替えを行った。(約 250 m<sup>3</sup>)

### (2) 区立小中学校の水泳指導時の時間割

葛飾区内の小学校では、水泳指導時は体育を2時限続けて行っており、次の3パターンがある。なお、中学校については、水泳指導を1時限(50分)で実施している。

小学校の水泳指導時の授業実施状況

- ① 低学年・中学年・高学年をそれぞれ2学年ずつ行う学校：28校
- ② 学年ごとに行う学校：16校
- ③ それぞれを併用する学校：4校

※H27年度教育行財政委員会実施調査より

(3) 水泳指導の実施をしなかった日などの状況

天候や気温の影響等により水泳指導を行わないなどの対応については、現在は学校ごとに決定をしている。複数校に聞き取りを行い、天候や気温の影響により水泳指導を行わないなどの対応を確認した状況は次のとおりである（夏季休業中の水泳指導を含み、授業の途中で取りやめたものなどを含む）。

		気温・水温の高温によるもの	雨天や気温・水温の低温等によるもの
H30年度	A校	1日	9日
	B校	4日	3日
R元年度	C校	0日	5日
	D校	3日	9日

(4) 学校の屋内体育施設への空調機の設置について

区では、令和3年度中までに、すべての区立小中学校の屋内体育施設に空調機器の設置をしていく。これにより、夏季の体育授業では授業内容の選択肢が広がる。

## 5 活用が見込める総合スポーツセンター及び区内と区周辺の民間事業者

区内及び区周辺には、複数の総合スポーツセンターや民間事業者の屋内温水プール（以下「学校外プール」という。）があり、専門のインストラクターによる水泳指導が行われている。

学校改築の際に、既にこのような学校外プールを活用しての水泳指導を行っている。

(1) 区内及び区周辺の学校外プール

- ① 総合スポーツセンター 2施設
- ② 民間のプール事業者 10施設程度

(2) 改築工事のために学校外プールを利用した学校

- ① 中青戸小学校（平成24年度）
- ② 小松中学校（平成30年度）
- ③ 本田中学校（令和元年度）
- ④ 東金町小学校（令和元年度）

## 6 学校外プールを水泳指導で活用した場合のメリット及びデメリット

(1) メリット

- ① 複数の専門のインストラクターを活用した水泳指導ができる。
- ② 子どもの技量に応じたグループ分けによる水泳指導の体制ができる。
- ③ 天候に左右されない計画的な水泳指導ができる。
- ④ 1年の中で計画的に水泳指導ができる。
- ⑤ 外部から視線の遮断や騒音配慮などの対応が不要となる。
- ⑥ 学校プールの水質・水流失防止の管理などが不要となる。
- ⑦ 改築校のプール設置場所を有効利用することができる。
- ⑧ 学校プールの設置費や維持管理費と比較して経費が掛からない。

(2) デメリット

- ① 移動時間がかかる。
- ② 移動時の安全確保が必要となる。
- ③ 災害時などの水利の調整が必要となる。
- ④ 夏季休業中の水泳指導が難しくなる。
- ⑤ 施設開放での利用ができなくなる。

(3) デメリットと考えられる事項に関する対応など

- ① 移動時間の確保については、小学校では2時限続けての水泳指導を行っており、2時限続けて1回の水泳指導とすることで移動時間の縮減を図る。
- ② 移動の安全については、移動には必要に応じてバス利用を検討し、バス乗降場所の安全確保にも配慮する。  
また、徒歩の場合にも状況に応じた安全対策を行う。
- ③ 災害などの対応については、改築校にはマンホールトイレ用の井戸（防災井戸）を設置している。消防水利は、学校によって充足しているかどうかの状況が異なるため、各校の状況に応じて消防署と協議する。必要な場合には、防火水槽設置などの対応を検討する。

④ 及び⑤

夏季休業中の水泳指導及び夏季休業中の子ども会・PTA のプール使用については、利用実績や体育館に空調機器が設置され夏季休業中の活動の選択肢も広がることも含め、各校の状況も踏まえて検討する。

## 7 学校プールの運営にかかる経費

学校プールの管理運営には、建設にかかる経費の他に、清掃・保守点検や水質維持、光熱水費、修繕・工事などに1校あたり年間に230万円程度の費用がかかる。

(1) 1校あたりの年間の学校プール運営・管理にかかる費用

(令和元年度の実績額から算出)

① 清掃・設備保守関係	309,929 円
② 修繕・工事関係	825,351 円
③ 水質維持関係	191,140 円
④ 光熱水費関係	1,021,987 円

計 2,348,407 円

(2) その他、一部の学校ではプール専用受水槽清掃(43,000円/年程度)や簡易専用水道水質検査(8,000円/年程度)の支出があるほか、機械警備にかかる費用(180,000円/年程度)もある。

(3) プール専用栓のある学校の1校あたりの学校プールにかかる年間の水道料金例(令和元年度) 小学校 607,677円、中学校 909,936円

(4) 他自治体での屋内温水プール設置校の運営・管理にかかる費用は15,000,000円/年程度。

(5) プール槽満水量にかかる水道料金

① 小学校(10m×25m×1m)	@372円×250 m <sup>3</sup> ×110%	=102,300円
② 中学校(12m×25m×1.2m)	@372円×360 m <sup>3</sup> ×110%	=147,312円

## 8 水泳指導の実施方法別の想定経費の比較

(1) 学校外の屋内温水プールを活用した場合の想定費用

児童数を421人で想定

(令和2年5月1日現在の児童数20,630人(速報値)÷49校≒421人)

① 民間のプール利用料金	695,000円程度/回×5回	=	3,475,000円
② 送迎バス料金	80,000円程度×4台/回×5回	=	1,600,000円
③ 年間の費用(①+②)		=	<u>5,075,000円</u>
④ 80年間でかかる費用(③×80年)		=	<u>406,000,000円</u>

※1 インストラクターは、100人程度に対し7～8人で指導することを想定

※2 送迎バスは1台70人乗、学校とプールを3往復することを想定。

(2) 学校の屋外プールで水泳指導を行う場合の想定費用

① 学校プール運営経費(年間)		=	2,348,000円
② 学校プール建設費		=	221,328,000円
③ 経年による大改修費(40～60年頃を想定)		=	207,317,000円
④ 80年間でかかる費用(①×80年+②+③)		=	<u>616,485,000円</u>
⑤ 1年平均の想定費用(④÷80年)		=	<u>7,706,000円</u>

(3) 学校に屋内温水プールを設置し水泳指導を行う場合の想定費用

① 学校プール運営経費(年間)		=	15,000,000円
② 学校プール建設費		=	611,091,000円
③ 経年による大改修費(40～60年頃を想定)		=	207,317,000円
④ 80年間でかかる費用(①×80年+②+③)		=	<u>2,018,408,000円</u>
⑤ 1年平均の想定費用(④÷80年)		=	<u>25,230,000円</u>

※③については、屋内温水プールの大規模改修の実績が無いいため、屋外プールと同額で算定している。

## 9 今後の水泳指導の実施方法と移行の考え方

区内には、2つの総合スポーツセンターや複数の民間事業者の屋内温水プール施設があり、専門のインストラクターによる水泳指導も行われている。

このような施設を活用することで、天候や気候に左右されずに1年の中で計画的に、複数の専門のインストラクターを加えた水泳指導が可能となる。

子どもたちの泳力には、これまでの経験などにより個人差があり、専門の

インストラクターの指導を取り入れることで、レベル別のグループ指導や泳力を見ながらの個別的な指導もしやすい環境をつくることができる。

そのため、学校改築を行うにあたり、以下のとおり学校に屋外プールを設置するのではなく、設置にかかる費用も活用するかたちで水泳指導を総合スポーツセンターや民間事業者の屋内温水プールを活用して計画的に実施できる体制へと移行していく。

- (1) 今後の改築校については、水泳指導を学校外プールを活用して行うこととし、学校にはプールを設置しない。
- (2) 学校プールの大規模改修が必要となった学校についても、水泳指導を学校外プールで行っていくこととし、大規模改修は実施しない。
- (3) (1) 又は (2) 以外の学校について、学校外プールを活用して水泳指導を実施していく意向のある学校については、学校外プールの活用へと移行していく。
- (4) 低年齢になるほど体温調節が難しく、暑さに対して自ら対応がしづらい点や、小学校の方が学校外プールへの移動計画を立てやすいといったことを考慮し、小学校について (1) ~ (3) により学校外プールを活用した水泳指導へと移行し、中学校については、改築時や大規模改修時の各校の状況を踏まえて対応をしていくこととする。

## 10 具体的な学校外プールでの水泳指導の実施方法

- (1) 学校外プールの運営者と学校及び教育委員会で屋内温水プールの利用について、以下の調整を行う。
  - ① 利用日程
  - ② 教員とインストラクターの役割分担
  - ③ 利用形態や水位調整に関する事項
  - ④ その他、屋内温水プール利用にあたり調整が必要な事項
- (2) 学校と学校外プールとの移動距離を考慮し、必要に応じて移動手段としてバスの利用を検討する。
- (3) 徒歩での移動とする場合には、安全対策の配慮をする。

**学習指導要領（平成 29 年告示）（水泳指導に関する内容を抜粋）****小 学 校****体 育****第 1 目 標**

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

**第 2 各学年の目標及び内容****〔第 1 学年及び第 2 学年〕****1 目 標**

- (1) 各種の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、基本的な動きを身に付けるようにする。
- (2) 各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、健康・安全に留意したりし、意欲的に運動をする態度を養う。

**2 内 容****D 水遊び**

水遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
  - ア 水の中を移動する運動遊びでは、水につかって歩いたり走ったりすること。
  - イ もぐる・浮く運動遊びでは、息を止めたり吐いたりしながら、水にもぐったり浮いたりすること。
- (2) 水の中を移動したり、もぐったり浮いたりする簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。
- (3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすること。

### 〔第3学年及び第4学年〕

#### 1 目 標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び健康で安全な生活や体の発育・発達について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己の運動や身近な生活における健康の課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで努力して運動をする態度を養う。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。

#### 2 内 容

##### D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
  - ア 浮いて進む運動では、け伸びや初歩的な泳ぎをすること。
  - イ もぐる・浮く運動では、息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすること。
- (2) 自己の能力に適した課題を見付け、水の中での動きを身に付けるための活

動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。

- (3) 運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。

## 〔第5学年及び第6学年〕

### 1 目 標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。

### 2 内 容

#### D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。
  - ア クロールでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
  - イ 平泳ぎでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
  - ウ 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。
- (2) 自己の能力に適した課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。

### 3 内容の取扱い

- (4) 内容の「D水泳運動」の(1)のア及びイについては、水中からのスタートを指導するものとする。また、学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (6) 第2の内容の「D水遊び」及び「D水泳運動」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。

## 中 学 校

### 保健体育

#### 第1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

#### 第2 各学年の目標及び内容

〔体育分野 第1学年及び第2学年〕

##### 1 目標

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、運動を豊かに

実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

- (2) 運動についての自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認めようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。

## 2 内 容

### D 水 泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身に付けること。
  - ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと。
  - イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと。
  - ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
  - エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
- (2) 泳法などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 水泳に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全に気を配ること。

### 〔体育分野 第3学年〕

#### 1 目 標

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

- (2) 運動についての自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。

## 2 内 容

### D 水 泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、効率的に泳ぐこと。
  - ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
  - イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
  - ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。
  - エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。
  - オ 複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること。
- (2) 泳法などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする事、自己の責任を果たそうとする事、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとする事などや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。

#### 〔内容の取扱い〕

- (1) 内容の各領域については、次のとおり取り扱うものとする。

- ア 第1学年及び第2学年においては、「A体づくり運動」から「H体育理論」までについては、全ての生徒に履修させること。その際、「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、2学年間にわたって履修させること。
- イ 第3学年においては、「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、全ての生徒に履修させること。「B器械運動」、「C陸上競技」、「D水泳」及び「Gダンス」についてはいずれかから一以上を、「E球技」及び「F武道」についてはいずれか一以上をそれぞれ選択して履修できるようにすること。
- (2) 内容の「A体づくり運動」から「H体育理論」までに示す事項については、次のとおり取り扱うものとする。
- エ 「D水泳」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、アからエまでの中からア又はイのいずれかを含む二を選択して履修できるようにすること。第3学年においては、アからオまでの中から選択して履修できるようにすること。なお、学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。

※文中の項目番号については、「学習指導要領（平成29年告示）」のとおりに記載をしている。

## 「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画

### 1 はじめに

葛飾区教育委員会では、区立小・中学校の水泳指導について、近年の天候の状況などにより計画的な水泳指導が難しくなっていることや、水質や水流失防止の管理などで学校に課せられる負担が大きいといった点があることなどから、今後の水泳指導のあり方を検討し、令和2年12月に「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」（以下「方針」という。）を策定した。

方針では、小学校は改築校や学校プールの大規模改修が必要となった学校及び総合スポーツセンターや民間事業者の屋内温水プール（以下「学校外プール」という。）活用の意向のある学校から学校外プールの活用へと移行していくこととし、中学校は、改築時や大規模改修時の各校の状況を踏まえて対応をしていくこととしている。

このことについて、方針に基づいた水泳指導を推進していくために、今後の移行や区内全体の受入体制等を実施計画として定めるものである。

### 2 学校外プールの活用移行の考え方

令和4年度から、改築校において方針に基づく学校外プールを活用した水泳指導が始まる。

また、方針は、子どもたちの水泳指導の充実を目的として策定したものであるため、別表1のとおり、改築校以外の小学校についても、状況の整った学校から学校外プールを活用した水泳指導への移行を計画的に推進する。

### 3 区内の屋内温水プール施設

令和3年8月現在、別表2のとおり、本区には、奥戸と水元の2つの区立総合スポーツセンターのほか、水泳指導に活用が見込める民間事業者の屋内温水プールが10施設ある。

これらの施設では、1施設あたり2校程度で方針に基づく水泳指導を実施していくことが可能と見込んでおり、合計20校程度の受入れが想定できる。

### 4 受入体制の整備について

計画どおり移行を進めた場合、区立及び民間の受入枠に変動がないとすると、令和7年度で受入枠が不足することが想定されるため、令和6年度中に新たな受入施設を整備する必要がある。

なお、新たに整備する屋内温水プールについては、平日の日中は区立学校の利用を優先とし、1施設10校程度の受入れが可能と想定できる。

具体的には、周辺に多くの区立学校がある清掃事務所新宿分室跡地に屋内温水プールの整備を行う。

また、双葉中学校南側にある東京都と土地取得に向けた協議を行っている都営地に屋内温水プールの整備を行う。

### 5 学校プールでの水泳指導実施に関する熱中症予防対策

学校外プールを活用しての水泳指導に移行するまでの間、これまでどおり学校プールでの水泳指導を行う学校は、熱中症予防対策を引き続き適切に行っていく必要がある。そのため、教育委員会に「学校プールでの水泳指導の熱中症予防対策連絡会」を設置し、各学校での有効な熱中症予防対策の情報共有等を図っている。

### 6 今後の取組

本計画は、毎年度の状況を踏まえ必要に応じて随時改定を行う。

## 「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の移行計画

令和4年9月28日改定

### 1 改築する小学校の学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行計画

項目・年度（令和）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
各年の改築校移行想定数		2校	1校	2校	1校	1校	1校	1校
改築校移行想定累計数		2校	3校	5校	6校	7校	8校	9校
改築校の想定		道上小 水元小	二上小	宝木塚小 柴又小	よつぎ小	5年度選定校1校	5年度選定校1校	5年度選定校1校

令和5年度、次期改築校の選定

### 2 改築校以外の小学校の学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行計画

項目・年度（令和）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
各年の改築校以外の学校の移行想定数		6校	4校	4校	4校	4校	5校	4校
改築校以外の学校の移行想定累計数		6校	10校	14校	18校	22校	27校	31校
改築校＋改築校以外の学校の移行想定累計数		8校	13校	19校	24校	29校	35校	40校

### 3 学校外の屋内温水プールの受入可能想定数

項目・年度（令和）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
屋内温水プール受入可能想定数	20校	20校	20校	20校	30校	30校	40校	40校
双葉中学校南側都有地（現況更地）		土地取得を目指し東京都と協議中。 土地の譲受が決定後、設計、建設工事を進め、令和7年度運営開始予定						
清掃事務所新宿分室跡地			清掃事務所新宿分室閉鎖、設計、建設工事を進め、令和9年度運営開始予定					



にほんごステップアップ教室（金町教室）の新設について

総合教育センター教育支援課

1 概要

現在、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣について指導が必要な児童・生徒に対して、日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を総合教育センター（高砂教室）及び新小岩中学校内（新小岩教室）の2か所において運営している。

外国人児童・生徒が増加していることから、区内3か所目となる「にほんごステップアップ教室」（金町教室）を金町地域に新たに設置する。

2 設置場所（予定）

花の木小学校

3 通室対象

(1) 対象児童・生徒

区立小・中学校に在籍している日本語の初期指導が必要な児童・生徒

(2) 対象校（予定）

ア 小学校（18校）

新宿小学校	亀青小学校	道上小学校	金町小学校
末広小学校	水元小学校	こすげ小学校	半田小学校
中之台小学校	西小菅小学校	柴原小学校	原田小学校
飯塚小学校	西亀有小学校	花の木小学校	幸田小学校
東金町小学校	東水元小学校		

イ 中学校（10校）

金町中学校	水元中学校	新宿中学校	綾瀬中学校
亀有中学校	常盤中学校	一之台中学校	青葉中学校
東金町中学校	葛美中学校		

4 定員

30人（1クラス当たり15人を上限とし2クラスを想定）

5 指導期間

週4日、原則4か月

6 開設時期（予定）

令和8年9月

7 令和8年度当初予算案計上額

(1) 教室運営費

48,390千円（高砂教室、新小岩教室を含む）

(2) 教室整備費

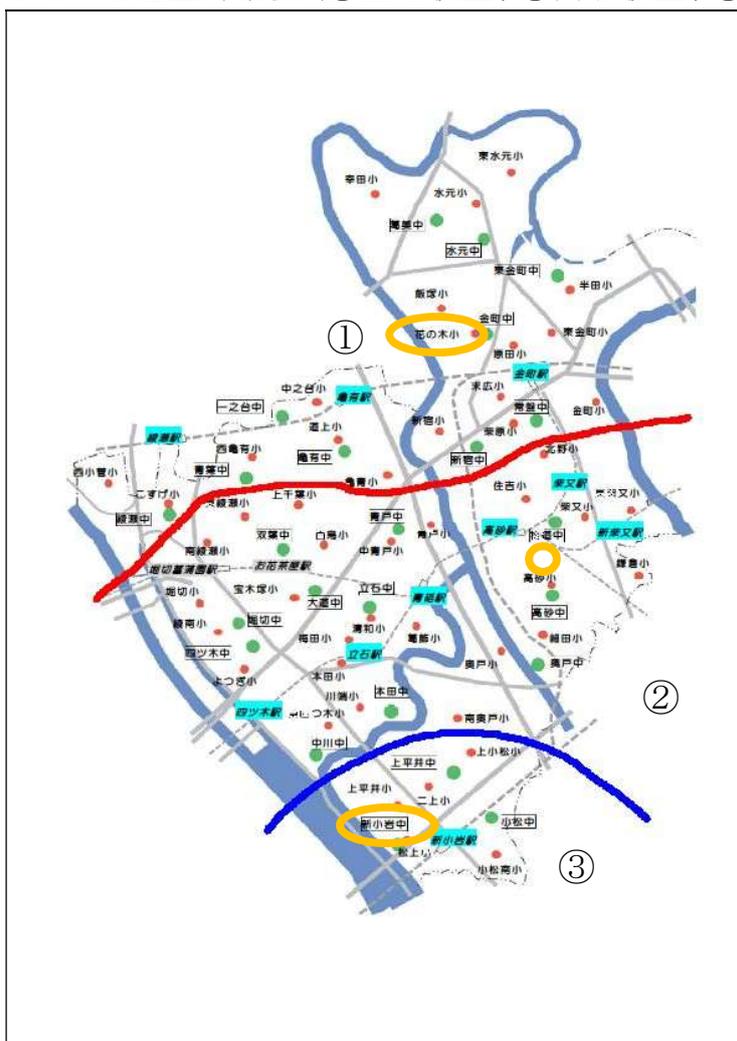
4,052千円

8 運営体制

高砂教室及び新小岩教室と同様に民間事業者へ委託して実施する。

なお、入室の申込や入室時の面接等のにほんごステップアップ教室全体の管理運営については高砂教室で行う。

(参考) 想定している通室対象校 (①金町教室、②高砂教室、③新小岩教室)



葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針（案）等について

地域教育課

葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針（以下「方針」という。）（案）及び令和 8 年度 of 取組予定について報告するもの

1 方針（案）について

（1）素案からの変更内容

令和 7 年 12 月の文部科学省による「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定及び東京都教育委員会による「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」骨子（案）の公表に伴い、国及び東京都の動向に加筆修正を行った。

（2）変更点

素案からの主な変更点は別紙のとおり

（3）方針（案）

別添のとおり

2 令和 8 年度 of 取組予定について

（1）新たな協議会の設置

本区における今後の部活動の在り方を検討するため、関係団体と区で構成する協議会を新たに設置し、協議会での議論や方針を踏まえながら、令和 8 年度以降も各関係団体との共通理解の下、本区の実情に沿った部活動の地域連携・地域展開に引き続き取り組んでいく。

（2）地域連携

ア 概要

学校の状況を考慮しながら、引き続き中学校部活動顧問指導員や中学校部活動地域指導者の配置充実を図るとともに、指導者の専門性や

資質・能力の向上を図るため、地域団体と連携した指導者研修の実施を検討する。

イ 予算

令和8年度当初予算案に227,118千円を計上

(3) 地域展開

ア 概要

令和8年度の地域展開モデル事業として、中川中学校及び四ツ木中学校での合同校モデル事業を継続するとともに、水元中学校を新たなモデル校に指定し、令和6年度から実施してきた新宿中学校とは異なる地域での単独校モデル事業を実施する。

イ 単独校モデル事業（水元中学校）

(ア) 実施予定種目：一般社団法人葛飾区スポーツ協会、学校及び教育委員会で調整中

(イ) 指導開始時期：令和8年6月

(ウ) 指導日数：1種目当たり年間50日程度

ウ 合同校モデル事業（中川中学校及び四ツ木中学校）

(ア) 実施予定種目：バスケットボール、バドミントン

(イ) 指導開始時期：令和8年4月

(ウ) 指導日数：1種目当たり年間60日程度

エ 予算

令和8年度当初予算案に38,897千円を計上

オ 契約

(ア) 契約相手方：一般社団法人葛飾区スポーツ協会

(イ) 契約方法：特命随意契約による委託契約

(ウ) 契約締結日：令和8年4月1日（予定）

(エ) 委託項目：指導者派遣、指導者謝金等支払、大会等引率、生徒及び指導者の保険加入、関係者連絡調整及び問合せ窓口の設置等

葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針（素案）からの主な変更点

頁	項目	素案
1	1 方針の位置付け	<p>素案</p> <p>イメージ図：方針の位置付け</p>
3	2 公立中学校の部活動を取り巻く現況 (2) 国の動向	<p>案</p> <p>イメージ図：方針の位置付け</p> <p>素案</p> <p>こうした中で、<u>現在文部科学省では令和9年度に予定している学習指導要領の改訂に向けて、同要領の内容の見直しを行っており、部活動の位置付け等についても検討しています。</u></p> <p>案</p> <p><u>令和7年12月、文部科学省は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、地方公共団体は、国が示す要件等に基づきながら地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築する等、令和8年度以降の部活動改革に関する国としての考え方を示しました。また、同省は現在、令和9年度に予定している学習指導要領の改訂に向けて、同要領の内容の見直しを行っており、部活動の位置付け等についても検討しています。</u></p>
3	2 公立中学校の部活動を取り巻く現況 (3) 東京都の動向	<p>素案</p> <p>また、令和5年度より一部の都立学校をパイロット校として指定し、休日の活動を部活動ではなく地域クラブ活動として実施することで、民間委託による教員の負担軽減について効果検証を行っています。</p> <p>案</p> <p>また、令和5年度より一部の都立学校をパイロット校として指定し、休日の活動を部活動ではなく地域クラブ活動として実施することで、民間委託による教員の負担軽減について効果検証を行っています。</p> <p><u>さらに、令和7年12月16日に開催された第2回「中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議」の中で、「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」骨子（案）を公表し、令和8年度以降は都立中学校等において、各地区の状況に応じて「部活動の地域展開」、「部活動の地域連携：拠点化」、「部活動の地域連携：外部人材の活用」の3つを組み合わせる持続可能な環境を構築する「東京モデル」に着手することを示しました。</u></p>

葛飾区立中学校部活動の  
地域連携・地域展開推進方針  
(案)

令和8年3月

葛飾区教育委員会

# 目次

1	方針の位置付け	1
2	公立中学校の部活動を取り巻く現況	2
	(1) 部活動の現状と課題	2
	(2) 国の動向	2
	(3) 東京都の動向	3
	(4) 他区市町村の動向	4
3	葛飾区の現況	4
	(1) 葛飾区立中学校における部活動の状況	4
	ア 設置状況	4
	イ 生徒の所属状況	4
	ウ 葛飾区立中学校における部活動数の推移	4
	(2) 葛飾区立中学校の学級数及び生徒数の推計	5
4	葛飾区のこれまでの取組	6
	(1) 地域連携	6
	(2) 地域展開 <sup>1</sup>	7
	ア 学校単位の地域クラブ活動モデル事業	8
	イ 合同の地域クラブ活動モデル事業	11
	ウ モデル事業及びアンケートの検証結果	11
	(3) 部活動の地域展開に対する意識の把握	12
	ア 生徒の意識	12
	イ 保護者の意識	13
	ウ 教員の意識	13
5	葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開における課題	15
6	推進方針	16
	(1) 基本方針	16
	(2) 方針Ⅰ 地域連携の充実による部活動の持続的運営と教員の負担の 軽減	16
	(3) 方針Ⅱ 地域展開の導入による活動機会の確保	17
	(4) 方針Ⅲ 地域連携・地域展開を支える推進体制の整備	17
7	今後の検討項目	18

---

<sup>1</sup> 令和7年5月にスポーツ庁及び文化庁から公表された「『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ」の中で、「地域移行」の名称を「地域展開」に改称することが示されたため、本方針においても、これまで使用してきた「地域移行」の名称を「地域展開」に変更して使用する。

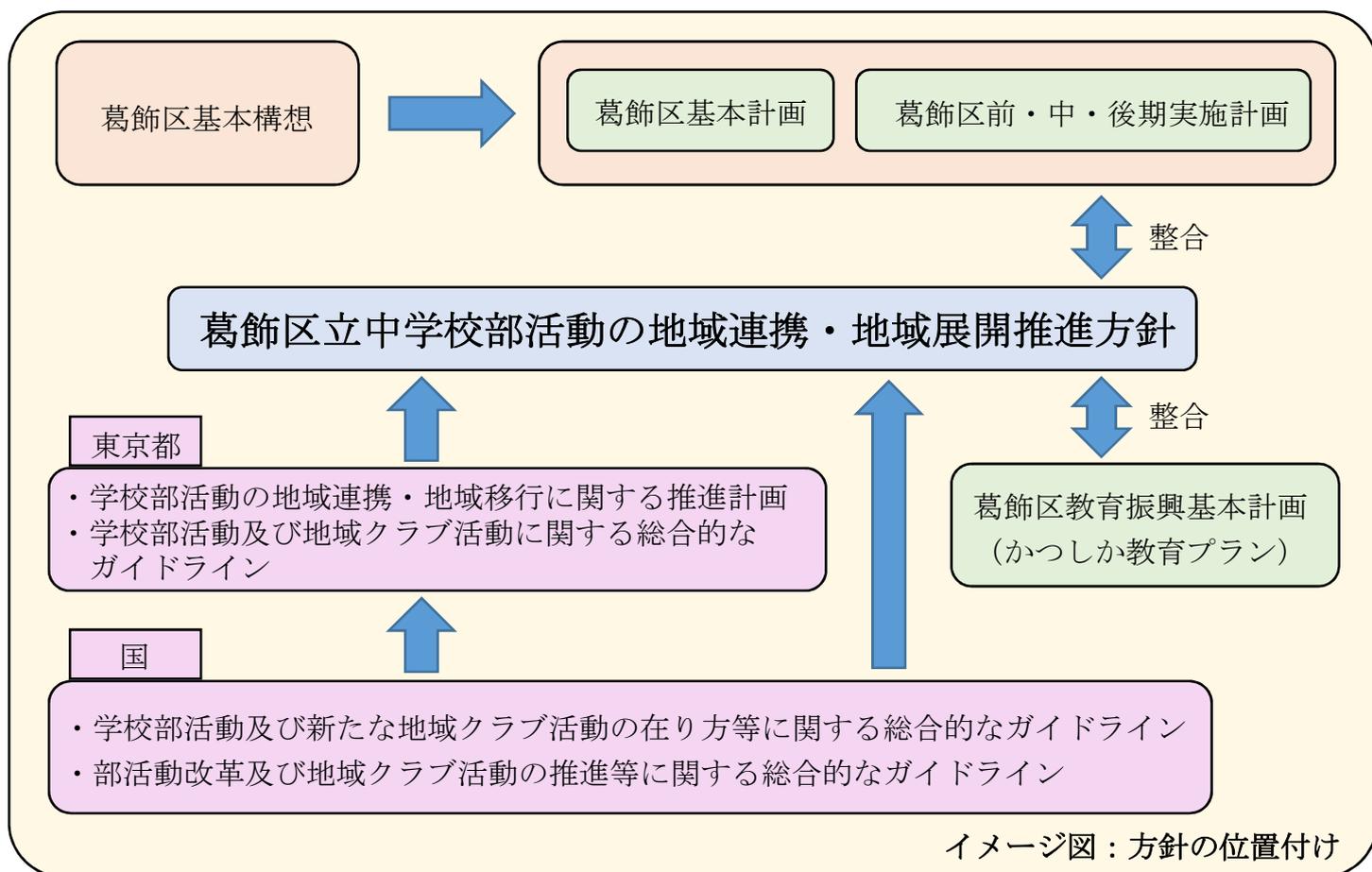
## 1 方針の位置付け

令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が公表した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、部活動の地域連携や地域クラブへの移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があると示されています。

このため本区においては、令和6年度に関係団体と区で構成する「葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針策定検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。

協議会においては、令和6年度から令和7年度の2年間で、葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開推進方針（以下「推進方針」という。）の策定期間として定め、様々な取組を行いながら検討を進めてきました。

この推進方針は、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、葛飾区基本計画をはじめとした葛飾区の関連計画等との整合性を図りつつ、協議会での検討を踏まえ、令和8年度以降の本区の地域連携・地域展開の在り方や取組内容を示すものです。



イメージ図：方針の位置付け

## 2 公立中学校の部活動を取り巻く現況

### (1) 部活動の現状と課題

平成 29 年 3 月に告示された中学校学習指導要領によると、学校教育の一環として行われる部活動は、生徒にスポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養<sup>かんよう</sup>等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員等との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりする等、その教育的意義が高いとされています。

しかしながら、近年では少子化の進展により、将来的に生徒や教員数の減少が見込まれており、部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっていることに加え、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革を進める上で、大きな課題となっています。

### (2) 国の動向

平成 31 年（令和元年）1 月に、中央教育審議会において、学校の働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが答申されました。

また、令和 4 年 6 月に運動部活動の地域移行に関する検討会議により、令和 7 年度末までを目標にまずは休日の運動部活動から段階的に地域展開していくことのほか、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実に取り組むことが提言されました。

令和 4 年 12 月、スポーツ庁及び文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（以下「国ガイドライン」という。）」を策定し、運動部活動・文化部活動ともに、活動に当たっての適切な休養日等の基準として「週当たり 2 日以上休養日を設ける」、「平日は少なくとも 1 日、週末は少なくとも 1 日以上を休養日とする」、「1 日の活動は長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とすること」等を示したほか、休日の部活動の地域連携や地域展開について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことを示しました。

令和 7 年 5 月、スポーツ庁及び文化庁は、『「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ』を公表し、令和 8 年度から令和 10 年度を前期改革実行期間、令和 11 年度から令和 13 年度を後期改革実行期間と位置付け、地方公共団体は、次期改革期間に部活動の地域連携・地域展開の在り方について引き続き検討することのほか、平日の取組方針に

については、国が前期改革実行期間に活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で定めること等を示しました。

令和7年12月、文部科学省は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、地方公共団体は、国が示す要件等に基づきながら地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築する等、令和8年度以降の部活動改革に関する国としての考え方を示しました。また、同省は現在、令和9年度に予定している学習指導要領の改訂に向けて、同要領の内容の見直しを行っており、部活動の位置付け等についても検討しています。

### (3) 東京都の動向

令和5年3月に「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（以下「都ガイドライン」という。）」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を定め、令和7年度末には、都内全ての公立中学校等で、地域連携・地域展開に向けた取組が行われていることを目指すとなりました。

また、令和5年度より一部の都立学校をパイロット校として指定し、休日の活動を部活動ではなく地域クラブ活動として実施することで、民間委託による教員の負担軽減について効果検証を行っています。

さらに、令和7年12月16日に開催された第2回「中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議」の中で、「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」骨子（案）を公表し、令和8年度以降は都立中学校等において、各地区の状況に応じて「部活動の地域展開」、「部活動の地域連携：拠点化」、「部活動の地域連携：外部人材の活用」の3つを組み合わせる持続可能な環境を構築する「東京モデル」に着手することを示しました。

#### (4) 他区市町村の動向

地域展開の取組状況は地域によって様々であり、兵庫県神戸市では、令和8年度に学校で行われる部活動を終了し、生徒が地域の方々とともに活動する神戸の地域クラブ活動「KOBE◆KATSU(コベカツ)」を開始することを公表したほか、渋谷区では、部活動の地域展開を進める「部活動改革 推進モデル校」事業と、部活動にはなかった“やりたい”を実現する新しいクラブを設立する「渋谷ユナイテッド」事業の2つを並行して実施しています。

一方で、熊本県熊本市では部活動には教育的意義があることや、地域の受け皿の確保が見通せない状況であることを踏まえて、今後も部活動を継続させる方針を示しており、それぞれの地域の実情等に応じた取組が進められています。

### 3 葛飾区の現況

#### (1) 葛飾区立中学校における部活動の状況

##### ア 設置状況（令和6年度時点）

部活動の設置状況は、運動系が17種目166部、文化系が36種目109部、合計53種目275部となっており、多様な活動が行われています。

##### イ 生徒の所属状況（令和6年度時点）

生徒の部活動への所属状況は、全区立中学校生徒数8,673人のうち、運動部4,622人（所属割合53.3%）、文化部2,469人（同28.5%）の合計7,091人（同81.8%）となっています。

##### ウ 葛飾区立中学校における部活動数の推移

運動部及び文化部の部活動数及び活動人数は以下のとおりです。

年度	生徒数	運動部		文化部		合計	
		部活動数	活動人数	部活動数	活動人数	部活動数	活動人数
平成31年度	8,463人	180	4,727人	118	2,436人	298	7,163人
令和2年度	8,621人	178	4,737人	117	2,385人	295	7,122人
令和3年度	8,782人	210	4,900人	111	2,384人	321	7,284人
令和4年度	8,800人	210	4,696人	109	2,439人	319	7,135人
令和5年度	8,678人	172	4,460人	108	2,494人	280	6,954人
令和6年度	8,673人	166	4,622人	109	2,469人	275	7,091人

【出典】葛飾区教育委員会事務局教育指導課のデータによる

## (2) 葛飾区立中学校の学級数及び生徒数の推計

「葛飾区学校適正規模等に関する方針（提言）」（葛飾区学校適正規模等検討委員会）では、令和4年を起点として、10年後となる令和14年における各区立中学校の学級数及び生徒数を、現行の通学区域に基づいて推計しています。

6校では再開発等により生徒数の増加が見込まれる一方、18校で生徒数の減少が見込まれ、全体としては、令和4年の生徒数8,597人から令和14年の7,882人と、8.3%の減少（△715人）が見込まれています。

また、全ての学年が2学級で構成されている小規模校（以下「小規模校」という。）のうち、特に生徒数の減少率が高いのは中川中学校及び四ツ木中学校の2校であり、令和14年時点で中川中学校は38.6%の減少（△68人）、四ツ木中学校は24.6%の減少（△44人）となることが見込まれています。

このような小規模校においては、生徒や教員の減少により、学校単位で取り組む部活動の存続が今以上に困難になっていくことが想定されます。

No.	学校名	令和4年 (2022年)		令和14年 (2032年)	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数
1	本田中学校	11	356	10	332
	再開発影響人数（再掲）	—	0	—	48
2	金町中学校	16	546	19	645
	再開発影響人数（再掲）	—	0	—	27
3	水元中学校	10	314	8	251
4	新宿中学校	12	415	12	437
5	奥戸中学校	13	422	13	463
6	綾瀬中学校	6	204	8	261
7	上平井中学校	13	461	11	358
8	中川中学校	6	176	4	108
9	桜道中学校	12	404	12	378
10	堀切中学校	8	262	8	245
11	双葉中学校	6	194	6	173
12	大道中学校	12	399	9	277
13	四ツ木中学校	6	179	6	135

No.	学校名	令和4年 (2022年)		令和14年 (2032年)	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数
14	小松中学校	9	328	10	324
	再開発影響人数（再掲）	—	0	—	18
15	亀有中学校	11	388	9	308
16	立石中学校	12	384	12	404
	再開発影響人数（再掲）	—	0	—	29
17	常盤中学校	13	476	12	399
18	一之台中学校	9	257	9	305
19	青戸中学校	13	457	14	446
20	青葉中学校	14	457	10	344
21	高砂中学校	7	243	7	241
22	東金町中学校	11	340	9	296
23	葛美中学校	17	579	12	425
24	新小岩中学校	11	356	10	327
総計		258	8,597	240	7,882
再開発影響人数（再掲）		—	0	—	122

### ※推計の考え方

生徒数を現行の通学区域に基づいて、以下のとおり推計した。

- ①通学区域別の住民基本台帳登録者数（令和4年8月1日時点）を基礎人数とし、基本計画における年少人口推計の減少率を参考に、今後の生徒数を見込んだ。
- ②教育人口等推計報告書（東京都教育委員会）に基づき、再開発事業（金町・立石・新小岩地域）に伴う生徒数の増を見込んだ。
- ③各学校別の就学率（令和2～4年実績の3年平均値）により、生徒数を見込んだ。

【出典】葛飾区学校適正規模等に関する方針（提言）  
（葛飾区学校適正規模等検討委員会）

#### 4 葛飾区のこれまでの取組

##### (1) 地域連携

本区ではこれまで、技術補助を担い教員をサポートする中学校部活動地域指導者（以下「地域指導者」という。）を平成14年度から他区に先駆けて配置してきたほか、令和4年度からは教員に代わり顧問業務の一部を担うことができる中学校部活動顧問指導員（以下「顧問指導員」という。）を配置し、地域指導者及び顧問指導員の配置充実を図るとともに、東京都が作成した指導員向けの研修動画の視聴により指導員の質の向上を図ることで、専門的な指導機会の確保と教員の負担軽減に努めてきました。

地域指導者及び顧問指導員を担う人材の確保は課題となっていますが、現状、葛飾区立中学校全校で地域指導者又は顧問指導員が配置されていることから、運動部では地域連携の取組が定着しており、また、文化部においても休日に恒常的に活動している吹奏楽部では他種目と比較して多くの指導員が配置されていることから、運動部・文化部ともに地域連携の取組によって学校単位の部活動を維持することができていると考えられます。

地域指導者及び顧問指導員 配置実績				
	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度(※)
地域指導者	165人	185人	236人	232人
顧問指導員	29人	49人	66人	83人

※令和7年7月末時点

## (2) 地域展開

国ガイドライン及び都ガイドラインのとおり、休日に活動する運動系種目を対象として、平日の部活動での指導内容との一体性を確保しながら、原則、学校が運営に関わらない形で部活動を地域に移行した際の種目ごとの課題や解決策等の検証を行うため、令和6年度からモデル校を対象に地域クラブ活動のモデル事業を試行的に実施しました。

(参考) 主な検証項目

項目	検証内容
適切な指導体制	種目特性（運動/文化、団体/個人、屋内/屋外）や部員数に応じた適切な指導人数や体制について検証する。
教員の負担軽減及び土日・祝日と平日の指導内容の連携	教員の負担軽減を図ることができたかの検証を行う。また、連携の中で生じた諸課題の解決策の検討を行う。
関係者（生徒・保護者・学校・教育委員会）間の連絡体制の構築	関係者間の連絡調整の中で生じた諸課題について解決策の検討を行う。
活動場所の確保	学校施設や学校施設以外を利用する場合に課題が発生した場合の解決策の検討を行う。
指導者の質の確保	関係者の意見を踏まえながら、指導者の質の維持向上のために必要な事項を検討する。
教員の兼職兼業	地域クラブ活動での指導を希望する教員が、円滑に兼職兼業を続けられる条件整備を検討する。
費用負担のあり方	地域展開により新たな負担の増が必要となった場合の負担のあり方を検討する。

## ア 学校単位の地域クラブ活動モデル事業

### (ア) 実施校

新宿中学校

### (イ) 指導種目

サッカー、バスケットボール、ソフトテニス、野球、陸上競技、卓球、バレーボール 合計7種目

### (ウ) 指導開始時期

令和6年10月から

### (エ) アンケート結果分析

新宿中学校でのモデル事業に参加した生徒、保護者及び教員に対してアンケートを実施し、以下の結果が得られました。

#### 【アンケート結果】

生徒の66.7%、保護者の72.5%が専門的な指導ができる指導者を求めていることから、部活動や地域クラブ活動における指導者の質を確保する必要があります。

教員については、部活動及び地域クラブ活動に関わりたくない教員や技術指導ができない種目の顧問を務めている教員がそれぞれ55.6%いることから、教員の負担軽減を図るためにも、望まない教員が部活動に参加しない体制を整備する必要があります。

#### 【アンケート概要】

実施期間	令和7年3月17日（月）から同年3月31日（月）まで
調査対象	モデル事業の対象部活動に所属する新宿中学校の生徒、その保護者及び顧問教員
配付数	422人（生徒：204人、保護者：204人、顧問教員：14人）
回答者数	76人（生徒：27人、保護者：40人、顧問教員：9人）
回答率	18.0%（生徒：13.2%、保護者：19.6%、顧問教員：64.3%）

【生徒】

質問内容	回答項目	割合（回答数）
地域クラブ活動での指導者に対して、どのように感じたか	よかった	71.4%（5/7）
	どちらかといえばよかった	28.6%（2/7）
モデル事業に参加してよかったこと（複数回答可）	技術・体力面を向上させることができたこと	70.4%（19/27）
	仲間と交流を深めることができたこと	63.0%（17/27）
	スポーツに慣れ親しみ、楽しむことができたこと	55.6%（15/27）
指導者に求めること（複数回答可）	専門的な指導ができること	66.7%（18/27）
	生徒や保護者とのコミュニケーションが十分にとれること	55.6%（15/27）
	スポーツ・文化活動の楽しさを伝えられること	51.9%（14/27）

【保護者】

質問内容	回答項目	割合（回答数）
お子様をモデル事業に参加させて良かったこと（複数回答可）	スポーツに慣れ親しみ、楽しむことができたこと	50.0%（20/40）
	仲間と交流を深めることができたこと	50.0%（20/40）
	技術・体力面を向上させることができたこと	47.5%（19/40）
指導者に求めること（複数回答可）	スポーツ・文化活動の楽しさを伝えられること	85.0%（34/40）
	専門的な指導ができること	72.5%（29/40）
	生徒や保護者とのコミュニケーションが十分にとれること	57.5%（23/40）
中学校の部活動を地域へ移行することについて	賛成である	37.5%（15/40）
	どちらかといえば賛成である	47.5%（19/40）
将来的に部活動が地域展開した際の費用負担について	現行の部費を超える費用負担であっても参加させたい	40.0%（16/40）

【教員】

質問内容	回答項目	割合（回答数）
顧問を務める種目の技術指導が可能か	いいえ	55.6%（5/9）
モデル事業の実施により負担が軽減されたか	軽減された	75.0%（3/4）
	どちらかといえば軽減されなかった	25.0%（1/4）
地域クラブ活動での指導者を評価するか	評価する	77.8%（7/9）
	どちらかといえば評価する	11.1%（1/9）
	どちらかといえば評価しない	11.1%（1/9）
これからの部活動や地域クラブ活動への関わり方として希望するもの	部活動、地域クラブ活動ともに関わりたくない	55.6%（5/9）
	部活動、地域クラブ活動ともに関わってもよい	44.4%（4/9）
休日の地域クラブ活動と平日の部活動でうまく連携できたか	うまく連携できた	44.4%（4/9）
	どちらかといえばうまく連携できなかった	22.2%（2/9）
なぜ兼業を希望しましたか（複数回答可）	報酬が得られるため	60.0%（3/5）
	やりがいを感じるため	60.0%（3/5）

(オ) 実施結果

各種目における実施日数及び指導者数は以下のとおりです。

種目	実施日数	指導者数（※1）	
		兼業教員	兼業以外
サッカー	29日	1人	1人
バスケットボール	55日（※2）	2人	1人
ソフトテニス	23日	2人	1人
野球	35日	2人	0人
陸上競技	16日	2人	2人
卓球	25日	1人	1人
バレーボール	19日	1人	1人
合計	202日	11人	7人

※1 1回のクラブ活動での指導者数は、1種目あたり原則2人としているが、ここでの指導者数は各種目に登録した指導者数

※2 バスケットボールは、男女それぞれの活動の合計日数

イ 合同の地域クラブ活動モデル事業

(ア) 実施校

中川中学校及び四ツ木中学校

(イ) 指導種目

バドミントン、バスケットボール 合計2種目

(ウ) 指導開始時期

令和7年6月から

ウ モデル事業及びアンケートの検証結果

	検証結果
適切な指導体制	クラブ指導者の派遣により適切な人数で指導を行うことができた。 全校展開した場合における適正な数の指導者の確保策を検討する必要があることが判明した。
教員の負担軽減及び 土日・祝日と平日の 指導内容の連携	モデル事業の実施により一部教員の負担軽減に繋げることができた。 アンケートから教員の負担軽減がさらに求められることが判明した。
関係者（生徒・保護 者・学校・教育委員 会）間の連絡体制の 構築	連絡ツールを活用して関係者間で連絡を取り合い、連携してモデル事業に取り組むことができた。 平日の部活動と休日の地域クラブ活動との間におけるより効率的な連絡体制を構築する必要があることが判明した。
活動場所の確保	モデル事業では学校施設を活動場所として使用したが、今後、全校展開した場合を想定し、他の活動場所についても検討する必要があることが判明した。
指導者の質の確保	専門的な指導者を確保し、生徒が専門的な指導を受けることができた。 研修等により、さらに指導者の質の確保に努める必要があることが判明した。
教員の兼職兼業	希望する教員は兼職兼業により引き続き指導に携わることができた。 部活動と地域クラブ活動との間で、教員に支払われる金額に差異があることが判明した。
費用負担のあり方	モデル事業の実施に当たっては受益者負担なしで実施したため、今後改めて、地域展開に係る財源の確保及び受益者負担について検討する必要があることが判明した。
その他	合同の取組により小規模校の生徒の活動機会を確保できた。

### (3) 部活動の地域展開に対する意識の把握

令和6年度に東京都教育委員会が実施した「未来へ つなぐ 部活動改革 アンケート（以下「東京都意識調査」という。）」における葛飾区立中学校の生徒、その保護者及び教員の回答結果を分析し、部活動の地域展開に対する各生徒、保護者及び教員の意識を明らかにしました。

#### ア 生徒の意識

部活動には技能面の向上だけでなく、楽しめることや仲間との交流を期待している生徒が多く、また、自校に希望する部活動がない場合でも、自校に存在している部活動への参加を希望する生徒が多いこと等が明らかになりました。

質問内容	回答項目	割合（回答数）
部活動で得たいこと（複数回答）	活動を楽しみたい	76.8%（172/224）
	技能を向上させたい	74.1%（166/224）
	仲間と交流を深めたい	56.3%（126/224）
	新しい仲間を作りたい	33.9%（76/224）
専門的指導者から指導を受けたい	思う	33.5%（75/224）
	やや思う	37.1%（83/224）
自校に希望する部活動がない場合でも自校の部活動に参加する（複数回答）	自校の部活動に参加する	51.1%（136/266）
	他校との合同部活動に参加する	20.3%（54/266）
希望する種目のクラブが地域にある場合	地域クラブ活動に参加する	27.4%（26/95）

## イ 保護者の意識

生徒同様、楽しめることや仲間との交流のほか、礼儀や自信を身につけること等を期待している保護者が多くいる一方、生徒とは対照的に自校に希望する部活動がない場合は地域クラブ活動への参加を希望している保護者が多いこと等が明らかになりました。

質問内容	回答項目	割合（回答数）
お子様に部活動を通して得てほしいこと（複数回答）	活動を楽しんでほしい	89.0%（195/219）
	仲間と交流を深めてほしい	79.9%（175/219）
	自信をつけてほしい	65.3%（143/219）
	礼儀を身につけてほしい	62.6%（137/219）
	新しい仲間を作ってほしい	52.5%（115/219）
お子様に専門的指導者から指導を受けてほしい	思う	44.3%（97/219）
	やや思う	39.7%（87/219）
自校にお子様の希望する部活動がない場合、どのような活動に参加させたいか（複数回答）	地域クラブ活動	65.6%（158/241）
	他校との合同部活動	44.0%（106/241）
	自校の部活動	41.9%（101/241）

## ウ 教員の意識

本区においても、部活動を負担と感じる教員が多く、自身が専門的指導を行うことができる種目の部活動であっても、休日に携わりたくないと考える教員が7割を超えていること等が明らかになりました。

質問内容	回答項目	割合（回答数）
部活動の指導や運営に負担を感じている、やや感じている教員	感じている	48.1%（74/154）
	やや感じている	32.5%（50/154）
自分の専門の部活動について、平日及び休日に指導や運営に携わりたいかどうか	平日のみ携わりたい	29.2%（45/154）
	携わりたくない	45.5%（70/154）
自分の専門ではない部活動について、平日及び休日に指導や運営に携わりたいかどうか	平日のみ携わりたい	15.6%（24/154）
	携わりたくない	77.9%（120/154）
担当している部活動の資格を持っていない教員	持っていない	77.3%（119/154）
休日の部活動に携わっている月当たり日数	4日以上	53.3%（48/90）
	2、3日	22.2%（20/90）
	1日	8.9%（8/90）
	0日	15.6%（14/90）
部活動の指導や運営によって支障が生じている業務（複数回答）	教材研究	71.4%（110/154）
	生徒指導	52.6%（81/154）

また、約6割の教員が地域指導者と顧問指導員の配置により、部活動の指導時間が減少したと回答していることから、本区が行ってきた地域連携の取組が、教員の負担軽減に一定の効果をもたらしている一方、約4割の教員の部活動従事時間が減少していない状況にあることが明らかになりました。

質問内容		10時間以上	5時間～ 9時間59分	1分～ 4時間59分	0時間	合計
顧問指導員と地域指導者の配置により減少した指導時間（週当たり）	回答数 （人）	7/90	11/90	37/90	35/90	90/90
	割合	7.8%	12.2%	41.1%	38.9%	100.0%

## 5 葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開における課題

本区の部活動の地域連携・地域展開を推進するに当たり、国・東京都及び他区市町村の動向、本区の現況、モデル事業及び東京都意識調査の結果から次のような課題を解決していく必要があります。

### (1) 持続性を確保した部活動の運営と教員の負担軽減

少子化による生徒及び教員数の減少は、特に小規模校において学校単位での部活動の維持を困難にすることが懸念されます。

また、教員の専門性や意思に関わらず顧問を務める指導体制が、教員の過重な負担に繋がっています。このことは、働き方改革を進める上で課題となっています。

### (2) 生徒の多様な活動ニーズへの対応と地域での活動機会の充足

地域展開を行う場合、様々なパターンでのモデル検証に加え、指導者や財源の確保、保護者の費用負担等、具体的な検討が必要です。

一方で、生徒は部活動に技能向上だけでなく、楽しさや仲間との交流等、多様な価値を求めています。そのため、自校に希望する部活動がない生徒への新たな活動機会の提供や、既存の部活動の枠を超えたニーズへの対応が必要です。

### (3) 地域連携・地域展開を支える推進体制の構築

持続可能で質の高い地域連携・地域展開を実現するためには、質の高い技術と指導力を有する指導者の安定的な確保・育成や、学校と地域クラブとの円滑な連携体制の構築が不可欠です。

また、文化系種目の検討や平日の部活動の在り方等について、関係団体と協議しながら推進していく体制の整備が求められています。

## 6 推進方針

### (1) 基本方針

生徒の多様な活動機会を確保しつつ、教員の働き方改革を推進するため、部活動における地域連携を充実させるとともに、モデル的に地域展開の導入を検討します。

### (2) 方針Ⅰ 地域連携の充実による部活動の持続的運営と教員の負担の軽減

少子化が進展する中でも生徒が継続して部活動に参加できる機会を維持・確保するとともに、教員の負担軽減に繋がるよう、地域連携の充実を図ります。

#### 具体的施策

##### ア 地域指導体制の強化

単独校で実施できる部活動については、地域指導者や顧問指導員の配置をさらに充実させることにより、専門的な指導機会を確保するとともに、教員の負担軽減を図ります。

##### イ 複数校の連携による取組の実施

生徒数の不足により大会出場や練習試合ができない等の事情がある部活動は、複数の学校の連携による取組を実施し、生徒の活動機会を維持・確保します。

### (3) 方針Ⅱ 地域展開の導入による活動機会の確保

生徒の多様な興味・関心に応じた活動機会が確保できるよう、新たな活動機会の提供や、部活動の枠を超えたスポーツ・文化芸術活動にも取り組みます。

#### 具体的施策

##### ア モデル事業の継続と検証及び地域展開への検討

国の動向や本区の課題に対応するため、様々なパターンの地域展開のモデル事業を実施し、その効果を検証するとともに、それらの結果を踏まえて地域展開について検討します。

##### イ 希望する教員の兼職兼業の円滑化

部活動を地域クラブ活動へ移行する際、生徒への指導継続を希望する教員に対しては、教育的意義を考慮し、兼職兼業の手続を円滑に進めます。

##### ウ 新たな活動機会の提供

関係団体との協議内容や本区の実情を踏まえながら、生徒のニーズに合った休日の新たな活動機会を得られる仕組みを検討します。

### (4) 方針Ⅲ 地域連携・地域展開を支える推進体制の整備

持続可能で質の高い地域連携・地域展開を実現するため、指導者の育成及び確保、関係団体との連携体制の構築等、事業を支える基盤を整備します。

#### 具体的施策

##### ア 指導者の研修体制の充実

部活動及び地域クラブ活動において、外部指導員を配置する際には、部活動が培ってきた教育的意義や体罰等のハラスメント根絶等の観点を含めた研修を必須とし、指導の質の向上を図ります。

##### イ 関係団体との連携強化

令和8年度以降、本方針に基づいた部活動の地域連携・地域展開の取組を推進するため、関係団体と区で構成される協議会を新たに設置し、引き続き関係団体と密接に連携・協議しながら取組を進めます。

## 7 今後の検討項目

本方針に基づいた具体的施策を進めるに当たり、以下の事項について継続的に検討していく必要があります。

### (1) 文化系種目の地域連携・地域展開の検討

関係団体との協議内容や運動部の進捗を踏まえた、文化系種目における地域連携・地域展開の最善な方法について

### (2) 指導者の量及び質の安定的な確保

地域連携・地域展開を進める上で不可欠な、質の高い技術を持った十分な数の指導者の確保策について

### (3) 地域展開に係る費用負担の在り方の検討

今後、国が示す基準等を踏まえた、受益者負担と公的負担とのバランスや地域クラブ活動の費用負担の具体的な在り方について

### (4) 平日の地域展開の可能性の検討

今後、国が示す平日の取組方針を踏まえた、本区の実情に応じた平日の地域展開の可能性について

### (5) 学校と地域クラブ活動との連携強化

平日の部活動と休日の地域クラブ活動との間における、円滑な情報共有と連携について

## 葛飾区学校運営協議会の設置について

地域教育課

## 1 趣旨

学校運営協議会制度は、保護者や地域住民が学校運営に参画することで生まれる地域の力を学校運営に生かして「地域とともにある学校づくり」を推進し、学校が抱える課題や子どもの未来について、地域も当事者意識を持って支え解決する仕組みである。

平成 16 年 6 月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（法第四十七条の五）の改正により創設され、学校運営協議会を設置した学校はコミュニティ・スクールと呼ばれるとともに、平成 29 年の法改正で設置が努力義務化された。

これまで本区は、平成 13 年度に開始した学校評議員制度と、平成 20 年度から令和元年度にかけて、順次全校に設置を進めた学校地域応援団により、学校と地域の連携、協働を図ってきた。しかしながら、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化、多様化しており、教育改革や地方創生の観点からも、その重要性は増している。

このことから本区においても、組織的かつ継続的な連携、協働体制の確立のため、令和 8 年度から、全区立学校の学校評議員制度を学校運営協議会に順次切り替えていくもの

## 2 学校運営協議会の概要

## (1) 構成

- ア 地域住民
- イ 保護者
- ウ 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）
- エ 教育並びに青少年及び幼児の育成に関し理解と識見を有している者

オ 教育委員会又は対象学校の校長が必要と認める者

(2) 主な役割

- ア 対象学校の校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- イ 対象学校の運営全般について、葛飾区教育委員会又は校長に意見を述べる  
ことができる。
- ウ 対象学校の教職員の任用に関して、葛飾区教育委員会、又は葛飾区教育委  
員会を経由して東京都教育委員会に意見を述べる  
ことができる。
- エ 対象学校の運営状況について評価を行う。

(3) 学校評議員との相違点

項目	学校評議員	学校運営協議会
任命・委嘱	教育委員会	教育委員会
人数	5人程度	5人以上15人以内
任期	原則1年	原則2年
報酬	無	月額報酬有（特別職非常勤公務員）

3 今後のスケジュール（予定）

(1) 令和8年3月

「葛飾区学校運営協議会規則」を教育委員会へ付議

(2) 令和8年度設置（2校） ※設置日4月1日

松上小学校及び新小岩中学校に学校運営協議会設置

(3) 令和9年度設置予定（15校）

葛飾小学校、奥戸小学校、高砂小学校、青戸小学校、中之台小学校、  
川端小学校、北野小学校、白鳥小学校、中青戸小学校、飯塚小学校、  
花の木小学校、立石中学校、常盤中学校、高砂中学校、東金町中学校

(4) 令和10年度設置予定（16校）

梅田小学校、上千葉小学校、堀切小学校、小松南小学校、金町小学校、  
鎌倉小学校、半田小学校、綾南小学校、柴原小学校、南奥戸小学校、

上小松小学校、東水元小学校、本田中学校、中川中学校、亀有中学校、  
青葉中学校

(5) 令和 11 年度以降

その他の学校へ順次設置（令和 13 年度末までに全区立学校に設置予定）

#### 4 参考資料

別紙 1 から 3 のとおり

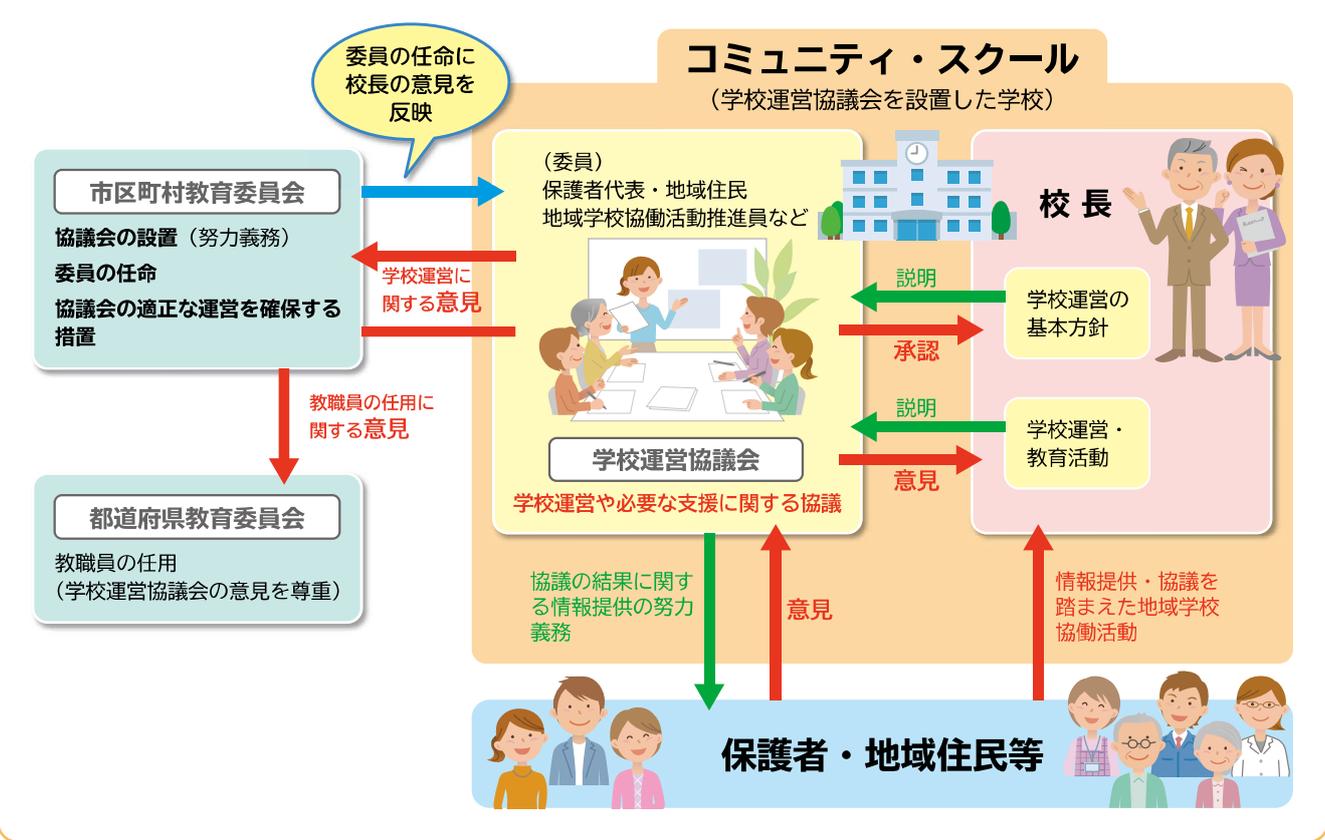
文部科学省発行「これからの学校と地域」及び「「学校運営協議会」設置の手引き」抜粋

# コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校

**学校運営協議会とは・・・**  
法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営と  
そのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

## コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校) の仕組み



## 学校運営協議会の主な3つの役割 (地教行法第47条の6) ※令和2年4月～: 第47条の5

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

～より詳しくコミュニティ・スクールについて知りたい方へ～

### 「学校運営協議会」設置の手引き (令和元年 改訂版)

主に自治体や学校の関係者を対象に、コミュニティ・スクールについてより詳しく解説しています。これからコミュニティ・スクールの導入を検討される場合には、是非ご活用ください。  
※パンフレットは「学校と地域でつくる学びの未来」のHPよりご覧いただけます。



◇URLはこちら  
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>

## コミュニティ・スクールのメリット・魅力は何？



従来より地域との連携を進めているが、コミュニティ・スクールになるメリットや魅力ってどんなところ？



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを導入することによるメリットとして、主に以下の3つが挙げられます。

### ① 組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「**持続可能な仕組み**」です。

### ② 当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり

校長が作成する学校運営の「**基本方針の承認**」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、「**役割分担をもって連携・協働による取組**」ができます。

### ③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

学校運営協議会や熟議の場を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「**目標・ビジョンを共有**」できます。

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して、広く**保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組み**です。当事者として、子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に**様々な魅力が広がっていきます**。

子供にとっての  
魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって**安心・安全な生活**ができます。



教職員にとって  
の魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「**社会に開かれた教育課程**」の実現が可能となります。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。



保護者にとって  
の魅力

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- 地域の中で子供たちが育てられているという**安心感**があります。
- 保護者同士や地域の人々との**人間関係が構築**できます。



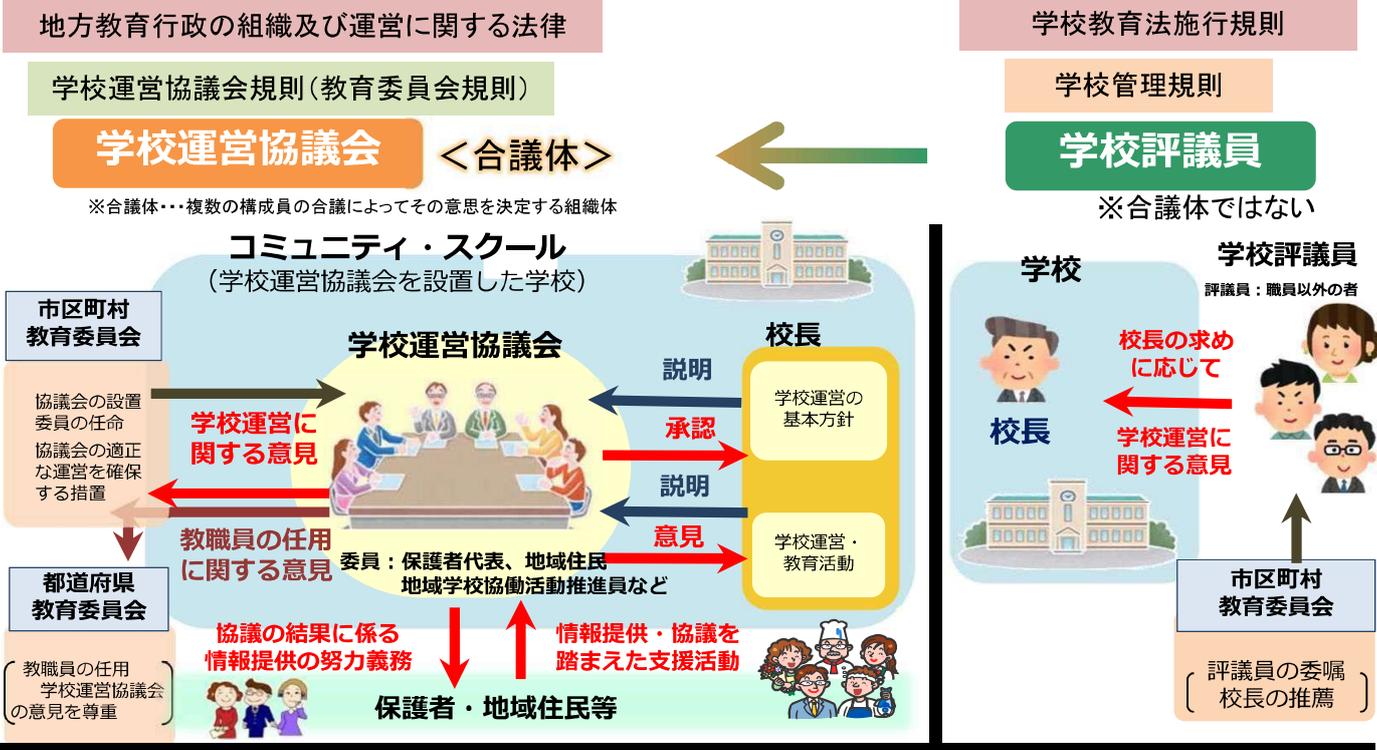
地域の人々  
にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を核とした**地域ネットワーク**が形成され、地域の課題解決につながります。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。



## 学校評議員から学校運営協議会への発展

開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきた学校評議員制度ですが、校長の求めに応じて個人的に意見を述べてきた体制から段階的に発展し、子供たちや地域の未来に向けて学校・家庭・地域が社会総掛かりで**当事者意識をもって**取り組めるよう、学校評議員を学校運営協議会委員として任命します。このことにより、委員は校長先生の求めに応じて意見を述べるだけでなく、一定の権限と責任をもって「**合議体**」として**学校運営**そのものに意見を述べるできるようになります。



保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総掛かりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的

協議体の設置（校長の運用によらない）	←	継続性の観点	→	校長の異動に左右
協議体による組織的な活動の広がり	←	組織的活動の観点	→	想定していない
法令等に基づき役割（権限）が明確化	←	役割の明確化の観点	→	校長の運用
主体的参画による連携・協働性が向上	←	連携・協働性の観点	→	第三者的関わり

### 学校評議員の仕組みから「学校運営協議会」に移行することによる主な魅力・メリット

- ・法的に位置づけられたコミュニティ・スクールにおいて、学校運営協議会委員は、学校と「**対等な立場**」で**学校運営の当事者**として協議を行うことができる立場にあります。保護者や地域住民等の意見が学校運営に反映されることで、学校運営の改善・充実が期待できます。
- ・学校・家庭・地域において、**共通の目標やビジョンを目指した取組（活動）が可能**となります。（一方的な支援にとどまらない、主体的・能動的な取組の展開）
- ・コミュニティ・スクールの機能である「校長が作成する学校運営の基本方針の承認」を通じて、校長は、保護者や地域住民等に対する**説明責任の意識が向上**するとともに、保護者や地域住民等の理解・協力を得た**風通しのよい学校運営**が可能となります。
- ・コミュニティ・スクールの場合には多様な人材の英知を結集することができるため、学校運営の改善に資するより確かな**PDCAサイクルを確立**しやすくなります。

令和8年度における放課後子ども支援事業の取組について

放課後支援課

1 私立学童保育クラブ整備

(1) 二上小学校校内学童保育クラブ整備

令和8年4月1日開設予定 定員80人

運営主体：社会福祉法人 新宿会

(2) 東金町小学校増築校舎内学童保育クラブ工事

令和9年9月開設予定 定員110人程度

運営主体：社会福祉法人 すこやか福祉会

2 放課後居場所事業（かつしかプラス）

(1) 目的

学童保育クラブの待機児童が特に多い学校において、放課後、土曜日、三季休業中等の時間帯に校内の諸室等を一時的に活用し、安全・安心な居場所を提供し児童を見守るもの

(2) 実施予定校（8校）

継続（7校）

葛飾小学校、新宿小学校、半田小学校、中之台小学校、白鳥小学校、

中青戸小学校、花の木小学校

新規（1校）

道上小学校

廃止（1校）

上小松小学校

### 3 夏季休業日の一時学童保育

#### (1) 目的

夏季休業日の間、保護者とその同居者の就労・疾病等を理由に監護が必要な児童を学童保育クラブで保育するもの

#### (2) 実施予定学童保育クラブ

##### ア 私立学童保育クラブ (31クラブ)

##### 継続 (22クラブ)

ひまわり、奥戸小、高砂小第一、高砂小第二、南奥戸小第一、南奥戸小第二、原田小、細田小、かつしか風の子、中青戸、中青戸第二、中青戸第三、青戸小、青戸小第二、青戸小第三、梅田小、梅田小第二、清和小、柴原、新宿、北野第一、北野第二

##### 新規 (9クラブ)

水元第一、水元第二、水元第三、水元第四、飯塚第一、飯塚第二、飯塚第三、東水元、小松南らる

##### イ 公立学童保育クラブ

実施クラブは、5月中旬頃に決定予定

### 4 放課後子ども支援事業の総合的な再構築の検討について

令和7年12月、こども家庭庁・文部科学省より「放課後児童対策パッケージ2026」が発出され、学童保育クラブの受け皿整備の方向性として、学校施設等の既存施設の活用をより一層推進することを基本に、小学校内で実施される放課後子供教室との校内交流型を強力に推進していくことが示されたところである。

区としては、このような国の指針等を踏まえつつ、保護者や児童の放課後に対する需要を具体的に把握するため、令和7年度中にアンケート調査を実施し、放課後子ども支援事業の総合的な再構築について引き続き検討を進めていく。

## 柴又川甚まちなみ館の展示制作について

生涯学習課

## 1 経過

柴又川甚まちなみ館の開館延期に伴い、柴又川甚まちなみ館展示制作委託（以下「制作委託」という。）の契約期間の延長及び契約額を変更する必要があるため、補正予算案に計上し、繰越明許費を設定するもの

## 2 補正予算案（制作委託費）

当初予算額 21,780千円

補正予算案計上額 3,823千円

予算現額 25,603千円（繰越明許費設定額）

## 3 作業予定

当初：令和7年度 制作委託完了

変更後：令和7年度 制作委託のうち展示物の制作を行う。

令和8年度 制作委託のうち展示物制作及び設置等の残作業を行う。

## 小菅西公園運動場スケートボード場の開設について

生涯スポーツ課

## 1 概要

葛飾区スポーツ推進計画に掲げる「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツに取り組める環境整備の一環として、小菅西公園運動場スケートボード場を令和8年4月1日に開設する。

## 2 施設概要

## (1) 運営時間

午前9時から午後8時まで（毎月第4水曜日は休場）

※雨天等の場合は臨時休場

## (2) 利用料金

## ア 施設利用料

一般（高校生相当以上）：250円／1時間

小・中学生：50円／1時間

## イ 道具の貸出し

スケートボード

ヘルメット・プロテクター

※利用料金は指定管理者と協議の上、決定する。

## (3) 安全対策

滑走時は、ヘルメットの着用を必須とし、プロテクターの着用は推奨とする。ただし、中学生以下の施設利用者は、プロテクターの着用についても必須とする。

## (4) マナー啓発

競技経験のある施設管理者を配置し、施設の利用ルールの周知を徹底する。

また、施設外でのマナーに関する指導・助言を行い、周辺住民への配慮を促すことで、公園利用者や近隣住民が安心できる環境を維持する。

(5) 快適な利用環境の構築

SNSを活用し、雨天等による臨時休場や施設の混雑状況等について適宜周知を行い、利用者が快適に利用できる環境を構築する。

3 その他

(1) 周知方法

施設概要について、区公式ホームページ及び広報かつしかに掲載する。

(2) 開設式典

令和8年3月28日（土）午前10時から関係者を対象とした開設式典を実施する。

また、式典終了後、公募により決定した区内小・中学生を対象に体験会を実施する。

なお、体験会の公募は区公式ホームページ、広報かつしか及び公式SNS（X、フェイスブック及びLINE）にて行う。

専決処分（契約変更）の報告について

生涯スポーツ課

1 専決処分事項

小菅西公園スケートボード場設置工事請負契約の変更

2 件名

小菅西公園スケートボード場設置工事請負契約

3 契約の相手

東京都葛飾区青戸八丁目5番16号

株式会社山溪緑地

代表取締役 松田 太郎

4 変更内容

(1) 変更前契約金額

2億3,639万円

(2) 変更後契約金額

2億4,508万9,900円

5 変更理由

(1) 照明設置に当たり支障となる地中埋設物が確認されたため、電線の敷設箇所を変更したほか、雨水の排水方法を見直し、U字溝の設置を追加した。

(2) 当初設計で想定していた雨水排水部材について、契約期間内に調達することが困難となったため、同等品に変更した。

(3) 近隣住民からの要望を受け、工事車両乗入時における公園内及び公園周辺の安全をより一層確保するため、交通誘導員を増やした。

6 専決処分年月日

令和8年1月23日